

# 自牧宗湛（上）

綿田稔

## 序言

### 第一章、史料

- 一、寛正三年・五十歳
  - 二、寛正四年・五十一歳
  - 三、寛正五年・五十二歳
  - 四、寛正六年・五十三歳（以上本号）
  - 五、文正元年・五十四歳（以降、中）
  - 六、応仁文明の乱中
  - 七、文明十三年・六十九歳
- ### 第二章、伝歴に関する諸問題
- 一、生没年と出自
  - 二、幕府との関係および給録等
  - 三、その他の活動範囲
  - 四、名字等（以降、下）
  - 五、血縁
  - 六、弟子

### 第三章、画事および作品

- 一、史料上ならびに現存の作例
- 二、遺作の推定―賛者から
- 三、遺作の推定―周辺絵師から
- 四、伝承作

## 第四章、宗湛と雪舟

### 結語

### 資料篇

- 一、史料（1～159は本号、160以降は中）
- 二、年譜（以降、下）
- 三、文献目録
- 四、売立目録所載図版目録

## 序言

宗湛<sup>(1)</sup>は室町幕府八代將軍足利義政の治世において、まさに中心にいた絵師である。しかるに、確実な遺作と時代を画する後継者に恵まれなためか、その研究は停滞している。

宗湛の研究は大正八年（一九一九）十二月、相見香雨「小栗宗丹宗栗雜考」〔中央美術〕五十一号〕によって先鞭がつけられた。その後少しずつ進展をみたが、昭和二十四年（一九四九）三月に発表された島田修二郎「宗湛の歿年についての一仮説」〔国華〕六八四号〕でひとまずの結論を得た。しかし

これとて歿年問題に絞った論であったので、研究基盤の確立という観点からはなお不十分なものであった。そのままの状況で、一方では部分的な憶測が飛び交い、また一方ではほとんど無視されているのが現状である。

前掲島田論文によれば、谷信一「天章周文 天翁宗湛 雪舟等楊」(『画説』九号、一九三七年九月)が発表されて間もないころ、美術研究所による東洋美術総目録事業の一環として渡邊一が一編を準備していたという。宗湛研究の基礎はこれによって確立されるはずだったのである。しかし残念ながら私の知る限り、現在東京文化財研究所にその草稿は遺されておらず、渡邊の宗湛研究の成果は「周文」(『美術研究』八十号、一九三八年八月)および「狩野正信」(『美術研究』一四一号、一九四七年六月)において断片的に披露されるのみである。<sup>(3)</sup>

ここに僭越ながら私が東洋美術総目録の形式に準拠して一稿を上梓しようとするのであるが、大枠で島田と渡邊の解釈を踏襲し、旧説を根本的に覆すような新しい史料を発見したのではないことは、最初に断っておかなければならない。しかし、宗湛に関する史料を総覧・整理して研究者間で共有可能な基礎資料集を作成し、なおかつそこに現時点で可能な限りの解釈を付して斯界に示すことは、研究所の後輩としてのひとつの責務と信じてるのである。

## 第一章、史料

### 一、寛正三年・五十歳

すでに知られているとおり、宗湛に関する史料は季瓊真藥<sup>(4)</sup>『蔭涼軒日録』(以下、季瓊日録と略記する)寛正三年(一四六二)二月十五日条をもって嚙矢とする。季瓊が自己の住処である相国寺塔頭雲頂院の寮舎雲沢軒内の松泉軒障子絵を小栗に描かせることを将軍足利義政<sup>(6)</sup>に披露し、「当世これを除き<sup>(5)</sup>

て余子なし」の言葉を賜ったという件である(史料23)。言うまでもないが、『蔭涼軒日録』は鹿苑僧録の補佐にあたった蔭涼軒主の公用日記である。季瓊日録にその傾向が強いが、公務上後年の参考となるべき事柄が特に選ばれて記載される。したがってそれなりに行間を読む心構えが必要である。原文は資料篇に掲げることとし、ここでは史料の読み下しの私案を示して大意をとりながら検討を加えていく。

当年都聞寮の次、御聴聞を有るは否の事、尋ね下さる。不分明の由これを白す。按ずるに雲沢軒御成の次、上堂、半齋、御聴聞、記録に見ゆるの由、御雑談の次、仰せ出さる。よつて松泉の新造、落成に至るの日、来月のころ御成を白すべきの志、謹んでこれを披露す。よつて障子の画、小栗を倩ふの由、これを白す。当世これを除きて余子なきの由、仰せ出さる。もつとも彼、寵光なり。

この日、將軍義政は相国寺の都聞寮に御成し、予定外に聴聞(法語・説教を聞くこと)をして周囲をあわてさせた。これに問題があったかどうかと義政は季瓊に尋ねた。季瓊は「よくわかりません」と言葉を濁した。だが雑談の最中、義政は「思うに雲沢軒に成ったときに聴聞をした記録がある」と言った。<sup>(7)</sup>雲沢軒御成の話が出たので(「雲沢軒内に」新造しております松泉軒が来月あたりに落成したあかつきには是非、御成ください」と季瓊は謹んで義政に申し上げた。季瓊は続けて「障子の絵は小栗を雇うことにいたしました」と述べ、それに対して義政は「現在、彼をにおいて他にはおるまい」と言った。小栗は義政の大のお気に入りなのである。

長祿二年(一四五八)に季瓊日録が再開してすでに四年を経ているが、絵

師小栗は突然登場する。世間的には寛正の大飢饉がようやく収束しつつあった時節である。季瓊は「小栗」とその姓を呼び捨てにしている。小栗の身分は低く、親しくもないような書きぶりである。

しかしこの記述を読むと、小栗の画才は義政にとつて既知のものであり、季瓊も將軍の御成を見込んであえて小栗を起用したと解される。したがって、絵師小栗の名声および將軍家との関係はこの時点ですでにある程度できあがっていたと考えられ、俗人小栗の絵師としての活躍はこの寛正三年二月を相当に遡るであろう。

これ以前の小栗の活動については、わずかに亀泉集證『蔭涼軒日録』(以下、亀泉日録と略記する)延徳三年(一四九二)十月二十四日条(史料15)から窺うことができる。ちなみに、亀泉日録は私的日記の色合いが濃い。季瓊日録を読む場合とはまた違った心構えが必要である。

晩来、九峯・北房来る。商人ありて画軸を売る。自牧翁筆する所の江山画なり。二老と予三人、その讚詩を写し、軸を返す。詩に云ふ、

城居の望断、江山を隔つ。一幅の新図、咫尺の間。

帆腹に風を飽きて、商子は閑ぐ。杖頭に石を憂きて、老翁は閑か。

青帘の屋は小さく、村釀を識る。琳館の楼は高く、世頑を怜む。

安んぞ彭鑑して橋を廻りて去るを得んや。烟霞の佳処、試みに躋攀せん。

#### 紫蓬山人全悟

天長水遠、樹は扶蘇なり。料識詩翁、趣また殊なり。

寺を尋ねて人の野釣を過ぐる無し。舟を停めて客の村酤を問ふあり。

漢風の蕭索するは紫芝嶺。楚雨の冥濛するは青草湖。

信美の江山、帰ること未だ得ず。晴窓画を展じ、須臾に寄す。

樗斎建胃

江勢遙かに分つ南北の山。杖藜極目す夕陽の湾。

誰家突兀、好楼閣。沙鳥風帆、几案の間。

村庵靈彦

能く佳境を知るは、ただ詩翁。観覧、筇を支え情は窮めず。

楚水の漁村、新画本。呉山の仏寺、旧屏風。

東阜龍睪

宗湛没後の出来事である。夜になって九峯宗成と北房が亀泉を訪問した。北房は宗湛の子である。そこへ商人が掛軸の絵を売りにやってきた。自牧翁すなわち宗湛の江山図であった。三人で賛詩を写した後、掛軸を商人に返した。

賛詩は竹香全悟<sup>(10)</sup>、華嶽建胃<sup>(11)</sup>、希世靈彦<sup>(12)</sup>、九淵龍睪<sup>(13)</sup>の四名によるものであった。このうち希世の詩は『村庵藁』に「題画」として収載されており(史料17)、種々の写本からそれが長祿三年(一四五九)の作であることがわかっている。後述するように小栗の出家は寛正三年、「自牧」の庵号を得るのはその翌年ごろであるから、この画軸に「自牧」あるいは「宗湛」という落款があったはずはない(絵だけが後年に補われたのでなければ、という条件が付く)。俗人小栗としての落款があったとすれば実に興味深い。北房が無落款の絵を父の作と判断したのかもしれない。

ともかく、このような詩画軸があった。賛詩の内容から推して、ごく私的な書斎図や送別図の類ではなく、より一般的な山水図であつたらう。この手の詩画軸は將軍邸障壁画の縮小携帯版とも言うべきものである。また、希

世以外の詩が希世と同時とは限らないものの、禅僧四名の顔ぶれは建仁寺靈泉院の友社<sup>(14)</sup>を想起させ、あえて追賛などの可能性は考えなくてもよさそうである。少なくとも、長祿三年時点で四十七歳であった小栗がこういったものを手がける環境にあったということができる。同時に、大徳寺の養叟宗願<sup>(15)</sup>に帰依していた小栗が、林下の大徳寺という枠を越えて京都五山中心部で活躍していたことも、これによって窺い知ることができらるだろう。大応派のうち養叟の属する一派の拠点が実は東山建仁寺であったことも見逃せない。

もう一件挙げるとすれば、横川景三<sup>(16)</sup>賛の四睡図がある。これは江戸時代の記録ながら黒川道祐<sup>(17)</sup>『遠碧軒記』に「小栗宗丹筆」として収載されるものである〔史料17〕。以下、史料番号16以降は次回を参照。横川の詩は享徳三年（一四五四）から寛正五年（一四六四）までの詩作を収録した『小補集』の比較的前よりの位置に載るが、そこに絵師の名前は見えない〔史料7〕。「宗丹」表記に大きな不安を覚えるため今のところ後世の伝承の域を出ないと言わざるをえないが、念のために掲げておく。

もつとも、それだけで寛正三年に義政からあのような言葉が発せられるとは思えない。義政が直接小栗の実力を知る機会はおそらくはあったはずである。絵師についての直接の史料を欠くものの、宝徳元年（一四四九）ころから断続的に整備された烏丸第〔史料3・9・11〕や長祿二年（一四五八）に再建がはじまった室町第〔史料14〕の障子絵制作に小栗が関与した可能性は低くないように思われる。寛正二年（一四六一）に義政が目にした相国寺大智院御所の間の障子絵〔史料21〕もこの際、視野に入れておくべきだろう。

逆にそうでなければ、季瓊が將軍御成を控えた松泉軒の障子絵を小栗に依頼するということも、季瓊がそれを事前に義政に知らせておくということも、

単なる季瓊の個人的な思いつきということになる。それならば、それを公用日記に記載する理由そのものがなくなってしまう。

そこで直前の季瓊の動向を考慮に入れておくことも無意味ではあるまい。二月十五日を二十日ほどさかのぼる正月二十五日、季瓊を含む御相伴衆に室町第泉殿座敷と庭園が公開され、それは「諸老、手足蹈舞に勝えざるなり」というすばらしさであった〔史料22〕。前年の正月に賛詩が完成した泉殿十二間の障子絵〔史料20〕——おそらく四季山水図——が小栗筆であったとすれば、これが契機となつて季瓊は松泉軒へ小栗を起用することを思いついたのかもしれないと想像はふくらむが、もちろん実際のところはわからない。さて、小栗の起用が披露されて十日後の二月二十五日、季瓊は小栗が松泉軒の襖絵を鋭意描いていることを義政に報告している〔史料24〕。「松泉軒障子画、小栗上聞に達するをもつて嚴勤の由、これを披露す」とあり、松泉軒障子絵制作が將軍の耳に入ったため小栗が励んでいるという言い方である。画題は後にわかるように瀟湘八景で、ほどなく完成したと思われる。季瓊は三月六日、松泉軒の扁額を義政に揮毫してもらい〔史料25〕、十四日には晴れて義政の御成を迎えた〔史料26〕。

雲沢軒御成の事を報じ奉るなり。御成。御斎は普広院殿の御例をもつて三の膳を調ふなり。御菓子には九種なり。松泉軒御成。青磁観音前にて御焼香。梨花ならびに盆山を御覧ぜらる。御談笑、刻遷る。また四間にて小栗八景絵を御覧ぜらる。もつとも称美さるなり。御談笑また数刻。美景兼并なり。小栗出家して僧となる。法名宗湛と曰ふなり。御目に懸け奉るなり。献ずるに胡銅香炉小卓をもつてすなり。御小袖三重、盆香合（鶴なり）、盆段子（白地）、高檀昏杉原各十帖、（桂装）小盆一枚、絵二

枚(馬麟)、杉原十帖、松泉軒においてこれを献す。

義政はまず雲沢軒に御成し、そこで齋会が催された。先々代將軍の義教<sup>(19)</sup>が御成した時の先例にしたがって食事と菓子が用意された。続いて松泉軒に御成した義政は(おそらく主室である客殿にて)青磁観音の前で焼香し、部屋に飾ってあった梨花と盆山を観た。続いて四間(八畳の部屋)にて小栗の描いた瀟湘八景図障子を見て、賞賛する。季瓊は出家して宗湛と名乗ることになった小栗を義政に面会させ、宗湛は胡銅香炉小卓(赤銅製の香炉とそれを載せる小卓)を義政に献じた。<sup>(21)</sup>

ちなみに後日、三月二十九日条〔史料27〕に「雲沢軒の内、松泉軒もつとも可の由、談余、仰せらる。龍光、望外に出るなり」(雲沢軒内の松泉軒が一番良いと雑談の時におっしゃられた。予想以上に気に入っていただけだ)とある。<sup>(22)</sup> 義政は庭を含んだ全体のたたずまいを賞したのであるが、松泉軒四間に宗湛の瀟湘八景図障子がはまっていたことを忘れてはならない。

ところで、なぜ瀟湘八景図だったのかという問題がある。この時期、瀟湘八景という画題にはすでに伝統が形成されており、永享八年(二四三六)の伏見院御所会所瀟湘八景図障子のように、貴人を迎えるにふさわしいものとしてこの画題が選択されたのではなかったか。<sup>(23)</sup> ここで絵師の選択と画題の選択が、將軍御成を前提にしているであろうことは興味深い。

さて、ここで唐突に小栗は出家して宗湛と名乗るようになったのであるが、その理由と事情はここには述べられていない。「宗」という特徴的な系字からして宗湛が大応派ないし一山派僧となったことが考えられるが、一山派僧である季瓊が出家に直接関わったという記述ぶりではなさそうである。<sup>(24)</sup> 後述するように、宗湛は大徳寺の養叟宗頤の会下であり、その一番弟子である春

浦宗熙<sup>(25)</sup>のもとで出家したと考えるのが自然であろう。となれば宗湛は大応派僧である。従来、周文<sup>(26)</sup>の後任として將軍御用を勤めるに及び僧侶の身分を確保する必要があったのではないかと推測されてきたのであるが、宗湛は俗人時代すでに將軍の御用を勤めていた可能性があり、宗湛の事実上の後任は俗人の狩野正信<sup>(28)</sup>であるから、將軍の御用を勤める絵師は僧侶でなければならぬという内規があったとも思われない。むしろ五十歳の節目を迎えたなどの個人的な理由で出家したというのが実情ではなからうか。

松泉軒障子絵が完成すると、宗湛は高倉第の障子絵制作を命じられた。季瓊日録の寛正三年六月二十一日条〔史料31〕に「宗湛、今日より当軒にて高倉御所障子を画くなり」という、ごく短い記事がある。

高倉第は義政の生母日野(裏松)重子の御所で、義政が室町第に移る前に使っていた烏丸第(もと烏丸資任<sup>(30)</sup>邸)の後身であって、そこには長祿二年(二四五八)閏正月から二月にかけて賛詩が整えられた瀟湘八景図障子があったはずである〔史料11〕。このころ幕府が庭園を中心に再整備にとりかかっていた。宗湛は蔭涼軒でその障子絵の制作を開始する。まだ自前の画室を持っていなかったであろう。僧籍に入ったことは幕府機構的には鹿苑僧録・蔭涼軒主の管轄下に入ったということであるから、作業場の面倒を蔭涼軒がみるということは然るべきことであった。

その後、進捗状況や完成の記事はなく、この障子絵が設えられた具体的な建物名や画題等の子細はわからない。七月十七日に季瓊は高倉第の座敷と庭園を見学している〔史料36〕。さらに八月十日には座敷飾りについての協議があったらしく、義政が高倉第に御成した〔史料38〕。いずれの場合も座敷には完成した宗湛の障子絵があったと思われるが、季瓊の感想についても義政の反応についても日録には記述がない。

高倉第の障子絵制作は記録上、宗湛が幕府から直接仕事を請け負った初めての例であるが、先述したようにこれはあくまでも伝存する記録上でのことであって、それは季瓊が日記に一行記せば済むという程度の、ごく当然の成り行きだったと認識すべきではなからうか。高倉第の瀟湘八景障子も、俗人時代の宗湛によるものであったのかもしれない。

## 二、寛正四年・五十一歳

高倉第の一件に続いて季瓊日録に宗湛の名が現れるのは、翌寛正四年（一四六三）二月六日条〔史料39〕である。

来晨大智院御成の事を報じ奉るなり。両所御談の余、画師宗湛僧あり。愚老に就きて庵号を索す。よつて名じて自牧と曰ふ。それ如何。紫野養叟弟子たれば、担（板）禅を荷ひ、また画を能くす。故に牧牛、或いは牧溪和尚の牧を取り、自牧と名ずの由、これを披露す。すなはち御感あり。すなはち宗湛に語る。拜屈して寵光となすなり。御扇子廿柄、高檀昏十帖、これを献す。

この日義政は相国寺雲頂院に御成し、院内の寮舎集雲軒で齋会を催した。雲頂院と集雲軒の両所において義政と季瓊が雑談を交わす中で、宗湛の話になった（という意味であろうか）。宗湛が季瓊に庵号を求めたので、「自牧」と名付けた。なぜならば宗湛は大徳寺の養叟の弟子であって、その担板<sup>31</sup>禅の教えを受け、また絵が巧い。禅僧としては、十牛で言えば五段階目の「牧牛」<sup>32</sup>である。そこから、あるいは牧溪<sup>33</sup>から「牧」の一字を取って「自牧」と名付けた。このように号の由来を説明したところ、義政はたいそう感心した。そ

のことを宗湛に話したところ、宗湛は伏し拝んで義政の寵愛に感じいった様子であったと季瓊は記録する。この時、扇二十柄と高檀紙（表面が縮緬状になった厚手で白色の高級紙）十帖が献じられるが、これは御成の御礼として季瓊から義政に献じられたと読むべきであろう。

ともかく、このころ宗湛は自分の画室を持つにいたったのであろう。後で見ると、自牧庵の位置は紫野大徳寺近辺でも東山建仁寺大蔭庵の近辺でもなく、ずっと街中であつた。宗湛がもっとも昵懇だつたはずの春浦ではなく季瓊に庵号を求めたのは、宗湛が大徳寺との関係で画室を得たのではなく、幕府との関係性において画室を得たということを暗示しているだろう。もっとも俗人時代にどこに住んでいたのか、という疑問は残るが。

また、ここに宗湛が養叟弟子であることが証言される。養叟は長祿二年（一四五八）に没しているので、文字通り解釈すれば宗湛は俗人のまま養叟に師事したことになる。あるいは、養叟系の禅を学んだ者という意味なのかもしれないが、おそらく両方の意味であろう。

なお、翌朝に（定例により）大智院に御成することから話が宗湛へと及んだのだとすると、寛正二年に義政をして伏見の佳景を見ることを思い立たせた大智院御所の間障子絵〔史料21〕が宗湛筆であつた可能性が、わずかながら窺われると言えようか。

次に三月二十八日、宗湛にひとつの命が下る〔史料40〕。

画師宗湛上坐、上意を受くれば何処と云うといへども画を作すべきの由、仰せ出さるなり。俸録、周文上坐受くる所のごとく、当院ならびに常住より御免許すべきの由、仰せ出さるなり。ただし春阿をもつて重ねて伺うべきの旨、これを披露す。すなはち御領掌なり。

義政の命はこうであった。宗湛は將軍の命を受ければどこであつても絵を描きなさい。宗湛の俸禄については、周文同様に鹿苑院とその寺務担当者より出納の許可を出しなさい。

これに対して季瓊は、具体的な手続きについては春阿弥<sup>(34)</sup>に相談し、春阿弥から重ねて將軍に伺いをたてることとし、義政の了承を得た。なお、ここにはじめて付される「上坐・上座」という敬称は、それなりの年齢に達しそれなりの社会的な地位もあるが僧侶としては何の地位もない者と呼ぶ時に使われるものであつて、將軍からこのような命が出た以上、季瓊は宗湛のことをそうとでも呼ぶほかなかつたのである。逆にこの敬称は都管を務めた周文<sup>(36)</sup>にはふさわしくない。没してしまえば役職は解かれるのであるから、周文に聞してもそうとでも呼ぶほかなかつたのかもしれないが、ここに季瓊の周文に対する禪僧としての認識の一端を窺い知ることができようか。

ともかく季瓊はこの命を宗湛に伝えた。その様子は二十九日条〔史料41〕にみえる。

宗湛上坐、前日仰せ出さる旨、これを諭す。戦栗に勝えざるの由、これを披露す。

宗湛はあまりにも恐れ多くてふるえの止まらない様子であつたと、季瓊は義政に報告している。宗湛が前例のない申しつけに感じ入つたのか、そうではなく周文の前例を踏襲することを身に余る光栄と感じたのか、この記事からでは判断できない。四月二日には、宗湛に月俸を与えるための具体的な手続きが始まる〔史料42〕。

画師宗湛上坐、周文上坐のごとく、常住ならびに当院より下行せらるるの月俸、下さるべきの由、春阿弥、当院主事承本都寺ならびに常住出管を召し、これを命ず。先規をもつて註文これを出す。宗湛上坐、もつとも恩榮の重たるなり。

春阿弥が鹿苑院の寺務を司る承本<sup>(37)</sup>と会計担当者を召し出し、周文の例にならつて、鹿苑院とその寺務担当から宗湛に月俸を支払うよう命じた。前例通りに発注文書が整えられた。重ね重ねたいへん名誉なことだ。

おそらく周文時代のことを記憶していた春阿弥の指導で周文の前例が調べられ、公的な手続きがとられた。鹿苑院すなわち幕府僧録から月俸が出ていくというところに注目したい。これは宗湛がこの時点で正式に將軍家から扶持を得るようになったことを意味する。このことを勘案すると、將軍の命であればどこにでも描けというのは、將軍に画事をもつて仕えよとの意味なのであろう。しかし、宗湛は俗人時代から將軍家関係の画作を請け負つてきた可能性が低くないので、あるいは宗湛が僧侶となつたことから、俗人の給与体制から僧侶の給与体制へ移行させたとも考えられるかもしれない。今は余裕がないが、室町幕府の給与制度全体の中でこの問題は考究されるべきであろう。今後の課題として記しておく。

翌三日、宗湛は先の決定の御札として將軍に胡銅香炉卓を献上し（前年の三月十四日と同様である。なにか決まり事があるのだろうか）、謹んで御札のこ とばを申し上げた〔史料43〕。

宗湛上坐、胡銅香炉卓を献じ、謹んで拝謝を白すなり。春阿弥これを白す。蓋し前月廿八日下さる月俸の御札なり。

季瓊はその場には立ち会っておらず、話を春阿弥から聞いているということであろうか。

翌月の五月三日には「宗湛給恩の事、重ねて仰せ出さるなり。この旨、春阿に命ずるなり」と、重ねて宗湛の恩給について命が下っている〔史料44〕。処理の済んだ月俸の件とは別に恩給を与えよとの命であり、その子細は年末に判明する。

続いて六月十五日、先の將軍の命が実行される〔史料45〕。

雲沢軒障子図画の事、宗湛に命ずべきの事、仰せ出さるなり。上命の外、写すべからざるの由、以前、仰せ出さるなり。よって上命をもつて免許せらる。もつとも恩榮の至りなり。

雲沢軒の障子絵は、宗湛に描かせよとのが命じられた。將軍の命以外には描いてはならないとのことを以前申しつけられたので、將軍の命で許可がなされた。たいへん名誉なことだ。

季瓊は別棟の松泉軒に続き、雲沢軒母屋の障子絵を宗湛に描かせようとした。三月二十八日の命は上意を受ければどこにでも描くようにということであったが、これは裏返せば兼業の禁止、上意以外に描いてはならないということである。そこで義政の命で宗湛が描くという形式が整えられた。雲沢軒そのものは永享年間にはすでに建てられており、増改築したのか何らかの行事を控えて調度を一新したのか、事情は明記されない。ただ、季瓊が狩野正信を雇った雲頂院昭堂後門壁画の完成が同年七月八日のことなので、雲頂院全体として再整備が行われていたようにも思われる<sup>(39)</sup>。毎年恒例の雲頂院松茸御成はおおむね九月中頃に行われ、永享十一年（一四三九）八月二十二日の

御成では義教が雲沢軒にも立ち寄っている。雲沢軒や雲頂院での作事は、通例であれば約三ヶ月後に行われるであろう雲頂院松茸御成を念頭に置いてのことだったのではないか<sup>(40)</sup>。

命は下ったものの、雲沢軒障子絵の制作ないしその完成についての記事を見ない。季瓊日録に宗湛の名前がこの次に出現するのは約一ヶ月後の、七月十日条〔史料46〕である。

御新造、御絵本となすに大智院三幅をもつてす。宗湛坊に渡さるべきの由、能阿折昏をもつてこれを申す。よって能阿方に使わさるべきの由、能阿折昏をもつて大智院実参西堂に命ずるなり。

「御新造」のおそらくは障子絵制作のための手本として大智院所蔵の三幅対が選ばれ、それを宗湛（「宗湛坊」ということだけに見られる呼称は、能阿弥の文面に影響されたものであろうか）に渡すよう依頼する折紙が能阿弥から季瓊に届けられた。季瓊は能阿弥の折紙を大智院住持の実参周方<sup>(42)</sup>に転送し、（宗湛に直接ではなく）能阿弥に三幅対を渡すよう指示した。この三幅対が誰によるどのような画題の絵であったかは必ずしも確実ではないが、典型的な筆様制作の手順を踏んでいることが知られる。

ここに能阿弥が関係していることから推して、「御新造」は先の雲沢軒ではなく、將軍家関係の建物であったと考えなければならぬ。それは室町第新造泉殿であった可能性が高い<sup>(44)</sup>。新造「十二間」は、寛正三年四月二十七日には造作ないしその計画が始まっており〔史料28〕、同年七月には「丹後の間」が立柱〔史料33〕、翌四年十二月十九日に「新造」「御泉」の「伶人の間」への移徙が行われ〔史料49・51〕、翌五年正月二十五日には御相伴衆に「新造」



座敷が公開され、三月六日には「御泉西の御座」への移徙が行われた〔史料54〕。そこには舞絵の描かれた十二間（二十四畳の部屋）があり、「伶人の間」とはまさにそのことであつて、結局これらの記事が一連のものであることが判明する。<sup>(46)</sup>この新造泉殿には十二間以外にも部屋があつたであろうから、その障子絵制作に能阿弥ならびに宗湛が関わつてゐるということはこの史料は示しているのであろう。

その後数ヶ月、季瓊日録に宗湛の記事はない。宗湛はすでに自分の画室を持つており、作業はそこで行つたであろう。このため雲沢軒にしても「御新造」にしても、大まかなことは季瓊も認識しているが、実作業については縁遠くなつてゐるように思える。また、この間の八月八日に日野重子（高倉殿、將軍生母）が逝去し、葬儀などで季瓊は多忙な毎日を過ごしてゐる。雲頂院御成も十月九日まで自然延期となり、御成に際しても宗湛による雲沢軒障子絵を義政に華々しく披露することは憚られたのではなからうか。季瓊日録から宗湛がしばらく姿を消すことには、このような事情もあつたように思われる。

ともかく次に宗湛の名が現れるのは、十二月八日条〔史料47〕である。

宗湛上坐、周文都管のごとく、御給恩を与へらるべきなり。しかればすなはち、臘月廿貫文充て、御服一領下さるなり。御扇子一柄を献ずるの由、これを披露す。御領掌なり。廿貫御用脚は、飯尾左衛門大夫に命ずるなり。

周文同様に宗湛へも恩給が与えられなければならない。内容は次の通りである。十二月に二十貫文と御服一領が与えられる。宗湛は扇子一柄を將軍に

献上する。このことは義政の決済を経て、二十貫文の調達は幕府奉行人である飯尾之種<sup>(48)</sup>に命じられた。

五月三日、宗湛に恩給を与えよとの命が出ている。その詳細がこの記事でわかるのであるが、この恩給についても周文の例にならおうとしたことがわかる。十二月十四日には旧例にしたがつて、等持寺の袈裟縫僧たち同様に宗湛へ御服を与えるよう、春阿弥が命じられた〔史料48〕。

等持寺袈裟縫建種・梵鎮・真護、旧例をもつて御服を下さるべきの由、これを伺ふに依りて、仰せ出さる。すなはち春阿に命ずるなり。画僧宗湛、また同前なり。

周文の前例を調べたことによつて、袈裟縫僧への恩給がこの年から復活したのである。十二月晦日に白綾の御服が季瓊に渡され、翌年正月五日に季瓊から各自に手渡された。季瓊は將軍に披露するため、各々に受取証を書かせた〔史料52〕。

御袈裟を縫ふ、等持寺建種首座・梵鎮書記・真護上坐・画師宗湛、白綾御服各一領を、前年晦日に下さるなり。但し先の御代、御袈裟を縫ふの御給恩たるの旧例なり。今日おのおのこれを渡し、おのおの判を取る。御目に懸け奉るためなり。

ここで袈裟縫僧との並びで宗湛が御服を拝領していることが注意される。ここにも記されるように、周文は実際に將軍御用の袈裟を縫う仕事<sup>(49)</sup>に携わつており、それに対する恩給を拝領していた<sup>(50)</sup>。宗湛が実際に周文の前例にした

がつて袷袋縫いに携わったのか、あるいは恩給だけが支給されたのかは、これだけから判断することはできない。ただ、翌年、翌々年と、宗湛の記事と袷袋縫僧の記事は徐々に離れた位置に記載されるようになる。したがって、宗湛はおそらく袷袋縫いには関与していないであろう。恩給だけを引き継いだのである。無償というわけにもいかないので、扇一柄を献上することになったのではないか。

### 三、寛正五年・五十二歳

こうして御服は渡されたが、二十貫文の手配は難航した。年が明けて寛正五年（一四六四）正月二十二日条〔史料53〕に次のように見える。

宗湛上坐、文都聞の例をもって去年廿貫文下さるべきの由、仰せ付けらる。しかりといへども、いまだ下行せざるの故、今晨、香嚴院修山和尚、光宅軒安堵御判の御礼のため、参りて千疋を献す。御目に懸けらるなり。この折帛料足をもって自牧に伝与す。よってこれを伺ふ。

宗湛へ、周文の例にならって昨年末に二十貫文を与えよという命であったが、まだ支払えていない。今朝、天龍寺香嚴院の修山清謹(51)が蔭涼軒に参上して、光宅軒安堵(52)の御礼として千疋を献じた。この進物折紙を將軍のお目に懸け、それを宗湛に与えてもよいか伺いをたてた。(53)

二十貫文の調達は本来飯尾之種に命じられた業務であるが、季瓊は之種と宗湛の両者から相談を受けたのか、窮余の策としてこのような提案をしたのであろう。千疋は十貫文にあたるので、それでもまだ半額である。残り十貫文の支払いがどうなったのかはわからない。この年の十二月二十日条〔史料

63〕では二十貫文のことは、うやむやにされそうになっている。

宗湛上座、たびたび望むの由これを申す。飯左（飯尾左衛門大夫）に命ずべきの由、仰せ出さるなり。歳末、御扇子を献じ、綾御小袖一領を拝受するなり。年始参賀の次、御練貫一重を拝領するなり。蓋し周文この例に随ふなり。御服下さる、その奉行、千阿に命ずべきの由、仰せ出さるなり。

宗湛がたびたびなにかを望み、そのことは飯尾之種に申しつけよとの命であった。宗湛が望んだのは前年の経緯から推して恩給二十貫文であろう。去年分の残り十貫文すら未払いであったのかもしれない。直接支払う義務のない季瓊の書きぶりはややそっけない。

これに加えるに、宗湛は歳末に扇を献上し、綾の小袖を拝領する。また年始参賀の時に練貫を拝領する。その奉行は（死去した春阿弥に替わって）千阿弥(54)に申しつけられた。前年の記事と照合すると、拝領する御服が一着増えている。二十貫文が支払いきれないのでこのような代替処置をとることにしたのではないだろうか。周文の例にしたがうと表向きには言いつつ、実際には担当者の裁量で微調整がなされたのである。

小袖と練貫の件は翌二十一日、千阿弥にたしかに申しつけられた〔史料64〕。歳末ならびに年始御礼の時、宗湛上座、御服を下さるなり。歳末は綾小袖、年始は御練貫一重。千阿奉行となりこれを下すべきの由、仰せ出さる。すなはちこれに命ず。

宗湛は二十九日に扇一柄を献上し、千阿弥が奉行となって小袖が宗湛に渡された〔史料65〕。

宗湛上座、御扇子一柄を献ず。白綾小袖一領下さるなり。但し千阿、これを奉る。

正月五日が慣例となっていた袈裟縫僧たちへの恩給の支給もこの年から十二月二十九日に変更となっている。なお、年始の練貫拝領の記事はついに見ない。扇一柄と釣り合いをとるため、結局、実行されなかったのかもしれない。

ちなみに先述したように、寛正三年から四年にかけて室町第新造泉殿が建てられたのであるが、その新造十二間において五年十月に連歌会が催される〔史料58・59〕。そして同年八月と十一月には讓位して間もない後花園上皇〔史料55〕が室町第を訪問する〔史料57・60・61〕。これは天皇行幸に準じる（この場合、もしかするとそれ以上の意味を持った）行事であったはずなので、義教の室町第（後花園天皇が行幸）<sup>(56)</sup>ひいては義満の北山第（後小松天皇が行幸）<sup>(57)</sup>ならびに室町第（後円融天皇ならびに後小松天皇が行幸）<sup>(58)</sup>が意識されたことは想像に難くないし、事実十一月の訪問では永享九年（一四三七）の前例が調べられている〔史料61〕。結局のところ新造泉殿は上皇（計画段階では天皇）を迎えることを前提に十分な手間暇をかけて整備されたものと考えられ、<sup>(59)</sup>義教の室町第を参考として將軍邸にふさわしい障子絵が各部屋に設えられていたことをきわめて高い確度で推定することができる。この障子絵制作に宗湛が従事したであろうことは、もはや疑いを容れない。<sup>(60)</sup>

この他にも、天龍寺持地院を改め日野重子の塔所として再整備した勝智院<sup>(61)</sup>

〔史料56〕、あるいは寛正六年（一四六五）にかかるが高倉第を修築して足利義視の御所とした今出川第〔史料66〕においても、障子絵が用意されたとすれば当然、宗湛に下命があったはずである。

#### 四、寛正六年・五十三歳

このように活発に画事にいそんでいたかもしれない宗湛であるが、それを証言する直接の史料はなく、次に宗湛の名前が季瓊日録に現れるのは寛正六年十月八日条〔史料67〕である。

宗湛上座、その子害され、その敵を擒ふ。定めて余党有りてなおこれを計る。この由、上聞に達す。すなはち乎（挙または呼か）すべきの由、これを申す。よつて今晨、子細これを披露す。御領会なり。

宗湛の子が害され、その犯人——後日の記述によりこれが津田であることがわかる——を捕らえた。どうも一味の者がまだいて、なにかたくらんでいるらしい。この事件が義政の耳にも入り、季瓊は一味を検挙すべきである（または宗湛を呼んで保護すべきである）と申し上げた。そこでこの朝、事件の詳細を披露し、義政の公認を得た。

文化的なことにしか顔を出していない宗湛であるが、子が襲われ、なおかつ実行犯を捕らえたものの残党があつて、また襲撃される可能性があるというのだから穏やかではない。単なる物盗りではなく、宗湛の子あるいは宗湛本人が何らかの抗争に巻き込まれたような書きぶりである。もし宗湛本人が直接この実行犯を捕らえたのなら、宗湛はもと武人としてある程度腕に覚えがあつたことになる。またもし宗湛の子が直接抗争に関わつていたとなると、

その子はある程度の年齢に達していたと考えなければならぬ。いずれにしても相当な心痛を負ったはずの宗湛であるが、その二日後の十月十日に新たな用命を受ける〔史料68〕。

来る十七日、石山御参詣。御宿坊すなはち岩坊なり。御座敷障子画、宗湛の手を借るべきの由、飯尾左衛門大夫これを申す。すなはち殿中に参じ、伊勢七郎右衛門尉をもつてこれを伺ふ。御免許の由、仰せ出さるなり。すなはち宗湛を召してこれを命ず。

おりしも石山寺<sup>(63)</sup>で本尊の秘仏如意輪観音像の開帳が行われ、大評判になっていた。義政も来る十七日に参詣することになり、宿坊が岩坊<sup>(64)</sup>に定められた。座敷障子絵の制作に宗湛の手を借りたいと飯尾之種が季瓊に相談した。季瓊は室町第に参じ、伊勢七郎右衛門尉<sup>(65)</sup>經由で義政の許可を請うた。許可が出たので、宗湛を召し出して画作を命じた。

この記事から宗湛が石山寺岩坊座敷障子絵を描いたと解釈されてきたのであるが、石山寺参詣の件と飯尾之種が座敷絵を描かせようとした件とが一連のことなのかどうか疑問がある。文章が「すなはち」あるいは「よつて」で接続されていれば何の問題もないのであるが、そうなっていない。

十七日、たしかに義政は季瓊らを引き連れて石山寺に参詣した〔史料69〕。義政はまず大興寺<sup>(66)</sup>に御成して小宴を設ける。その後、船で石山寺に向かう。松本から乗船する予定だったが風波が強く、大興寺で風待ちをして、最短距離の善哉崎（膳所か）から船に乗った。季瓊は石山寺や岩坊の様子については触れず、そのまま帰り道の話続ける。一行は上大路（今の左京区吉田上大路、京都大学付近か）の旅店で休憩し、相国寺に帰った。そして次の記事

が続く。

御相伴は住持仙岩和尚・某・日野殿。御前給仕は承泰喝食・光洲喝食。御相伴給仕は周虎喝食・周芳喝食・慶昇喝食・洪蔵主。御座敷を見らるは恒のごときなり。

石山寺から帰って相国寺で宴が催され、義政はいつものように相国寺の座敷を見たということになる。このように岩坊宿泊の件はどこかの時点で取りやめとなったのであって、それを季瓊は日録に記載しなかった。季瓊にとつてその程度のことだったのである。そうであるとするならば、そもそも將軍御成のために座敷障子絵を新調するなどという大がかりな作事は岩坊では行われなかったと考えるべきなのではないか。

このことと、翌年早々に飯尾之種邸障子絵の件が出現すること、さらに宗湛に与えられた時間が一週間足らずとあまりにも短いことから、宗湛は石山寺岩坊には描いていないと解するべきである。

続いて十一月十五日、宗湛は紺屋左近なる者から田地を買った。その田地売券が大徳寺文書の中に見出される〔史料70〕。

#### 永代売渡し申す田地の事

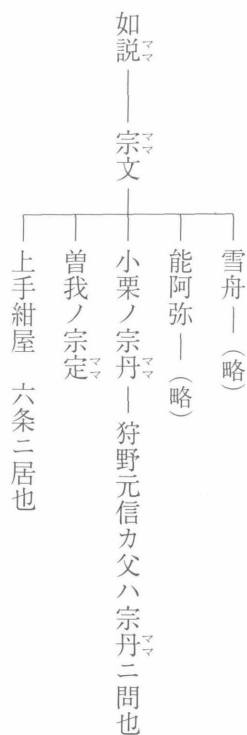
合せて一段は、在所、四条垣内田車。四至、北西は阡陌、東南は際目。右田地は、山国比果江村上手紺屋治部、買得てあい伝ふ地なりて、その子太郎次郎左近、譲り得たところなり。しかりといへども父負物返弁のため、代銭八貫二百文に本券二通あい副へ、永代、姉小路西洞院自牧庵へ売り渡す。申す所、実正明白なり。万一、天下一同徳政、永地返

付の沙汰、自余大変に及ぶといへども、更々違乱妨者有るべからざるなり。この上は子々孫々において聊か違犯の輩あれば、公方として堅く罪過を処さるべき者なり。よつて後日売券となすこと件の如し。

寛正六年乙酉十一月十五日、売主紺屋左近

山国庄比果江村（現在の京都市右京区京北比賀江町）在住の上手紺屋治部なる者が買った「四条垣内田車」<sup>(67)</sup>の田地一段を、その子である紺屋太郎次郎左近が相続し、父の負債を返済する目的で姉小路西洞院の自牧庵に錢八貫二百文で永代売り渡すという内容である<sup>(68)</sup>。これによって自牧庵の位置が姉小路西洞院（現在の京都市中京区姉西洞院町）であることがわかる。無論、自牧庵が絵師であるとは書かれておらず、この自牧庵と自牧庵宗湛とが同一人物であるかどうかは、両者がともに大徳寺関係者であることを勘案しても、にわかには決しがたい。しかし「上手紺屋」に手がかりがある。

後代の資料ながら、文禄元年（二五九二）ころに筆録された『等伯画説』の冒頭に次のような系図が載せられている（史料163）。



この系図は美術史学界ではよく知られたもので、実際の師弟関係を忠実に図示しているかどうかはともかく、周文後の（漢画系）絵師の状況をよく示

したものである。唯一、六条に住むと注記された「上手紺屋」だけが謎であった。今、先の田地売券によって自牧庵と上手紺屋治部との関係性が確認されるにおよび、この「上手紺屋」は山国庄比果江村出身、京都六条在住の町衆（文字通りであれば、生業は染物屋であろう）で、宗湛と同時代の絵師仲間であつて、その縁で（あるいはそれ以上の縁、たとえば縁戚関係があつて）、宗湛は息子左近が相続した負債の弁済を援助したのであると考える余地が出てくる。いかにも断片的な史料ではあるが、当面はこのように考えておいて良いのではないか。

なお『等伯画説』は本法寺の日通<sup>(69)</sup>が長谷川等伯<sup>(70)</sup>の語りを筆録したもので、言わば法華門徒筋の情報である。この筋で辛うじて「上手紺屋」のことが語り継がれていたのかもしれない、そうであるならば上手紺屋は法華門徒であろう。ここに宗湛と法華宗とを結ぶ細い糸が見え隠れすることになるが、もちろん即断はできない。

さて、寛正六年末になると宗湛に恩給を与える件も定例化する。自然、十二月晦日の記述も「宗湛上座、御小袖白綾、拝領す。蓋し旧例なり」と、いったって簡略になる（史料72）。二十貫文の件は触れられもしない。結局、幕府の財政難により沙汰止みとなったのではなからうか。練貫の件も同様かもしれない。ただ、この年は扇献上の件も触れられないので、単に記録を省略しただけかもしれない。（続く）

#### 註

(1) 本稿では禅僧のほとんどを道号で略記するが、宗湛ならびに周文に関しては法諱で統一して表記することにした。美術史学においてより通行しているという以外に他意はない。

(2) 東京文化財研究所において渡邊の未定稿を確認できるのは梵芳、栄賀（附松溪）、

明兆の三本のみである。この他に、画家別に史料のみを綴じ込んだ冊子若干があり、冊子になっていない膨大な画家別フォルダも別に存在する。

- (3) なお、どの時点のものかは判然としないが、収集資料を入れた画家別フォルダ（前註参照）は存在する。また東洋美術総目録事業において昭和十三・十四年に行うべき調査・撮影計画の一覧表は存在し、そこに宗湛は含まれている。したがって渡邊が一稿を準備していたのは事実であろう。ただし「東洋美術総目録事業第一期整理案」（昭和九年五月稿）に宗湛の項目はない。

- (4) 一四〇一～一六九。臨済宗一山派で、俗姓は上月氏。赤松支族の出身である。

- (5) 季瓊日録寛正三年三月二十九日条に「雲沢軒之内松泉軒」と見える。ちなみに季瓊は雲沢軒のほか、七条柳原に禅仏寺を有していた。

- (6) 一四三六～九〇。將軍在位一四四九～七三。義教の次男で、母は日野重子。はじめ義成。兄義勝の早世により將軍職を嗣ぐ。『御産所日記』によれば産所は赤松伊予守義雅（満祐の弟、政則の祖父）邸である。

- (7) 毎年恒例の雲頂院結制御成における聴聞を指すのであろうか。

- (8) ？～一四九三。臨済宗一山派で、俗姓は後藤氏。赤松家被官の家柄である。

- (9) 生没年不詳。臨済宗一山派僧。同じく宗成の法諱をもつ斯波義敏の子松王丸（後の義寛）とは別人。

- (10) 生没年不詳。臨済宗夢窓派華藏門派で、俗姓は不詳。長祿三年四月の時点で相国寺慧林院住持。

- (11) ？～一四七〇。臨済宗聖一派で、俗姓は不詳。長祿二年四月の時点で東福寺常喜庵主。

- (12) 一四〇三～八八。臨済宗大鑑派で、俗姓は不詳。長祿三年当時、南禅寺聴松院にいた。

- (13) ？～一四七四。臨済宗黄龍派で、俗姓は不詳。長祿三年当時は建仁寺知足院住持であった（『碧山日録』）が、長祿四年十二月の時点では建仁寺靈泉院にいた（季瓊日録）。

- (14) この当時最高峰と言ふべき文芸サークル。文学的に絶海中津の流れをくむ者が集まった。

- (15) 一三七六～一四五八。臨済宗大応派で、俗姓は藤氏。

- (16) 一四二九～九三。臨済宗夢窓派慈濟門派で、俗姓は不詳。

- (17) ？～一六九一。広島浅野藩の儒医。林羅山の門下生である。

- (18) これについては鈴木廣之「瀟湘八景の受容と再生産―十五世紀を中心とした絵画の場―」（『美術研究』三五八号、一九九三年十二月）に詳しい。

- (19) 一三九五～一四四一。將軍在位一四二八～四一。

- (20) この使われ方から推して、この四間は客殿の西に位置する御所の間にあたるのではなからうか。絵のある障子八面と明障子八面に囲まれていたであろう。とすれば亀泉の松泉軒における八景の間（書院。おそらく御所の間の北）とはその位置を異にする。この付近については鈴木廣之「絵の価値・絵の見方―室町時代相国寺松泉軒の障子絵制作から―」（『美術研究』三五二号、一九九二年二月）を参照。

- (21) 河合正朝「宗丹屏風と元信の花鳥」（『水墨の花と鳥―室町の花鳥―花鳥画の世界二巻、学習研究社、一九八二年）は、これに続く小袖三重以下も宗湛からの献上品と解するが、それらは松泉軒すなわち季瓊から義政に献じられた物品であるように読めるので、ここでは除外して考える。

- (22) 付言しておけば、この日義政は天龍寺香嚴院と西芳寺の庭園を見学している。高倉第に整備しつつあった庭園の参考とするためであろう。松泉軒の件はその流れで読むべきであり、したがって直前の「建仁寺御前御給仕。寿登喝食。安富民部養子之事披露之」とは別件とみなされる。底本編者の竹内理三は「披露之」と「雲沢軒」との間に句点を挿入しなかったので、「安富民部の養子を松泉軒に入れるのがよからう」の意に解釈したものと思われるが、採らない。

- (23) これについては註18前掲の鈴木論文を参照されたい。

- (24) 註21前掲の河合論文は季瓊のもので出家したと読むが、採らない。

- (25) 一四〇九～九六。臨済宗大応派で俗姓は不詳。播磨国赤松の出身。

- (26) 生没年不詳。臨済宗夢窓派か。

- (27) 註21前掲の河合論文および河合正朝「小栗宗湛から狩野正信へ」（『The 11th International Symposium on the Conservation and Restoration of Cultural Property, Periods of Transition in East Asian Art』東京国立文化財研究所、一九八八年）。近時では大西廣「雪舟史料を読む35―（番外）『蔭涼軒日録』小栗宗湛関連記事」（『月刊百科』五三三号、二〇〇七年三月）もこの解釈を採る。私はそうは考えないが、いずれにせよ解釈に決定的な根拠など存在せず、根拠のない憶測を前提に議論を進めることには慎重であるべきである。

- (28) 一四三四～一五三〇。

- (29) 一四一一～六三。日野重光の娘で足利義教の側室。將軍生母として政治に対して大きな発言力を有していた。

- (30) 一四一七～八二。日野重子の従兄弟にあたる。

- (31) 大きな板を背負って身動きのとれない禅風を言う。正規の禅僧が、養叟ら大徳寺派のとった俗人に寛容な方針を批判的に述べた言葉であろう。この解釈は本文中掲

出の島田論文による。

(32) 牛は得たがまだ手綱を曳いていないとその動きを制御できないさまを言う。

(33) 生没年不詳。中国南宋時代の禅僧で絵師。

(34) ? ～一四六四。義政の信頼あつた、最古参格の同朋である。今泉淑夫「春阿弥—阿弥再見断章—」(『日本の美術』三三八号、一九九四年三月) 参照。

(35) 従来この敬称を美術史家が都合良く持ち上げてきた経緯がある。今泉淑夫もそれに影響されてか、この「上座」を首座の意と解しているが(「落墮」)「ことばの文化史 中世4」平凡社、一九八九年)、ここでは『禅学大辞典』(大修館書店、一九八五年)の解釈を採る。季瓊日録における近い例としては、まだ喝食で楞嚴頭であった集梅に対して「上座」の敬称が用いられている。また知客であった持持寺の袈裟縫僧真護に対しても「上座」の敬称が用いられる。これらをもつても、「上座」が首座、あるいはそれ以外の高い位を指すのではないことは明らかである。

(36) 都管は都寺ともいい、寺院の経営維持を司る東班の筆頭。周文にとつては名誉職であつたかもしれない。

(37) 生没年不詳。臨済宗夢窓派か。

(38) 永享十年三月八日に義教から額字を賜り、四月二十六日に御成を受けている。

(39) ただし雲頂院昭堂造作のことは早くも長祿四年(一四六〇)三月二十四日、將軍へ披露されている。また、寛正五年(一四六四)三月十一日には、以前雲沢軒のために將軍から賜つた絵を禅仏寺方丈の客殿に掛けて將軍の御成を迎えたところ「尤短小」であつたので、將軍から改めて三幅対を賜つている。つまり、記録にはないがこれ以前に雲沢軒修築完成の祝儀として將軍から絵を賜つていたということであろう。なお雲沢軒の屋根を檜皮で葺いたのはさらに降つて文正元年(一四六六)二月十七日、雲頂院内の久昌軒にて「雲沢軒修造所奉行之功」を謝したのが同年三月五日のことであつた。このように雲頂院や雲沢軒の整備・修築は時間をかけて少しずつ行われていたらしい。

(40) 以上は穏当な解釈であるが、字面を注視するならば「雲沢軒障子図画の事」という、「図」と「画」の重なつた言い回しが気にかかる。もしかすると「雲沢軒障子図の画の事」つまり既存の雲沢軒の障子絵——永享年間のもので遺つていたならば周文筆の可能性があるだろう——を模写させることという意味なのかもしれない。さらに言えば、この条文での宗湛の行為を表す動詞は「写」である。他の事例では「画」が使われていて、わずかに屋外において有馬温泉阿弥陀堂前の景色を描いた時とこの場合だけに「写」が使われている。したがって眼前のものを「写す」場合にこの動詞は使われるのではないか。となれば、この動きが後述する室町第新

造泉殿障子絵制作のための情報収集であつた可能性が出てくるだろう。考えすぎなのかもしれないが、念のために記しておく。

(41) 一三九七～一四七一。山下裕二「能阿弥伝の再検討(一)～(八)」(『藝術学研究』一～八号、一九九一～九八年、「室町絵画の残像」中央公論美術出版、二〇〇〇年に再録)を参照のこと。

(42) 生没年不詳。臨済宗夢窓派鹿王門派で、俗姓は不詳。

(43) 山岡泰造「絵画史から見た日本と中国(序)」(『関西大学東西学術研究所紀要』十八輯、一九八五年)が指摘したとおり、季瓊日録永享八年四月十五日条によれば、西蔵主の寮舎に掛けてあつた大智院什物の竜虎図が將軍家の「三幅一対絵」と交換された。同五月二日条によれば、義教の大智院御成に際して將軍家から寄進された絵(つまり上記の三幅一対のこと)が供覧されている。さらに龜泉日録文明十九年六月五日条によれば、三幅対は本尊が馬遠筆の岷山釈迦図、左右が馬麟筆の山水人物図であつて、これと交換された竜虎図は牧溪筆であつた。宗湛が画本とした大智院の三幅一対とは、義教ゆかりの品で馬遠様人物図の好手本だったのであろう。

(44) 註43前掲の山岡論文および、辻惟雄「狩野派の成立—社会的存在としての—」(『The 11th International Symposium on the Conservation and Restoration of Cultural Property: Periods of Transition in East Asian Art』東京国立文化財研究所、一九八八年)に指摘がある。

(45) 季瓊日録寛正五年正月二十五日条による。「不勝絶嘆也」とある。

(46) 高岸輝「室町王権と絵画 初期土佐派研究」(京都大学学術出版会、二〇〇四年)に詳しい。余談ながら季瓊日録寛正四年十二月二十六日条には、季瓊がいつも紙を頼んでいた「経師大夫」が「公方御障子」を張るのに寸暇がない状態であつたことが記される。

(47) 季瓊日録寛正三年三月十五日条によればそれは「御泉之西殿」と呼ばれ、諸記録から推してそれは既存の泉殿の西側に隣接して建てられたものであつたらしい。しかし、十二間の座敷道具が季瓊へ(つまり蔭涼軒御倉へ)預けられていることから推して、既存泉殿の増改築を伴つていた可能性が高いのではないか。

(48) 一四二三～七三。飯尾為数の弟で相国寺奉行ほかを兼務した。笠井昌昭「詠注本朝画史(四)」(『人文学』一三二号、一九七八年三月)において、飯尾左衛門大夫を飯尾元連とするのは誤り。

(49) 龜泉日録延徳二年閏八月二十七日条によれば、將軍が一年間着用した直垂や道服を蔭涼軒に下げ渡し、それを袈裟などに改装して貧しい有徳の僧に与えたという。

(50) 季瓊日録永享七年十月十七日条および、龜泉日録長享二年十一月十八日条による。

(51) 生没年不詳。臨濟宗夢窓派大雄門派で、足利義嗣の子。足利義満の孫にあたる。

(52) 光宅軒が廃壊したため、相国寺常徳院内の養源軒を改めて光宅軒として存続させることに決していた。その事情については季瓊日録寛正四年六月十四日条を参照。

(53) このような贈与形態については、金子拓「進物折紙考―室町時代における贈与交換の側面―」(『古文書研究』四十三号、一九九六年九月)を参照。

(54) 生没年不詳。春阿弥は寛正五年三月に病没したが、孫の夏阿弥ではなく、この千阿弥が春阿弥の職掌を継承した模様である。

(55) 一四一九―七〇。天皇在位一四二八―六四。

(56) 一三五八―一四〇八。将軍在位一三六八―九四。

(57) 一三七七―一四三三。天皇在位一三八二―一四二二。

(58) 一三五八―九三。天皇在位一三七一―八二。

(59) 註46前掲の高岸著書の説に賛同するものである。

(60) といえ、新造泉殿十二間の舞絵制作には土佐広周と光信が起用された。註46前掲の高岸著書を参照。ひとり宗湛のみが義政の画事を独占したのではないことは十分に注意しておくべきである。

(61) 季瓊日録寛正四年十月九日条による。

(62) 一四三九―九一。義政の実弟で次期将軍を約されて還俗した。

(63) 石光山。真言宗の名刹。

(64) 石山寺内の住坊で、現法輪院。

(65) 貞熙か。不詳。

(66) 現在の大阪市近郊、琵琶湖畔にあった寺と思われるが、不詳。

(67) どこまでが地名なのかも不詳。山国庄の田地ではなさそうである。

(68) この文書の前後には大徳寺大用庵に山国庄の田を売らないし寄進する田地売券が並んでおり、自牧庵が買った田地も最終的には大用庵に寄進されたものとみえる。

(69) 一五五一―一六〇八。

(70) 一五三九―一六一〇。

### 自牧宗湛〔資料篇・上〕

綿田 稔 編

#### 一、史料

原則的に史料の成立順に並べた。史料番号に続く◇は本史料、\*は参考史料であることを示す。返り点と送り仮名は略し、文字遣いはおおむね新字体に統一した。…は前後ないし途中を略したことを示し、□は判読不能文字ないし欠字、―は割書、へは傍注、【】は印記またはその写しを示す。( ) は出典編者または本篇編者注記で、その他の括弧は出典のままである。

1 \*中原康富『康富記』文安六年三月十一日条(『康富記』二、増補史料大成三十八、臨川書店、一九六五年、三六〇頁)

…是日室町殿有御移徙寢殿、一寢殿御門等、自花御所被引之、一御乗車八葉、日野藏人右少弁勝光被候御車後、今日扈從殿上人三人、藏人右少弁勝光、藏人右兵衛佐綱光。左衛門佐永繼等也、衛府侍二人、長九郎左衛門尉、三栖雅樂修理亮也、帶刀依先例不被具之、公方以下殿上人以上白襖狩衣也、今日御次第、自二条殿〔右府〕、任御嘉例被作進云々、黄牛童子等者今度被略之云々、……

2 \*瑞溪周鳳『臥雲日件録抜尤』文安六年七月十一日条(『臥雲日件録抜尤』大日本古記録、岩波書店、一九六一年、三十八頁)

中正(仲方)藏主来、因曰、公府特構一室、命諸老画障詩、便出示画本、蓋観瀑図也、……

3 \*中原康富『康富記』宝徳元年十一月二十二日条(『康富記』三、増補史料大成三十九、臨川書店、一九六五年、一〇三頁)

…是夜室町殿御会所御移徙也、為之昨日先日野鳥丸中納言亭有御方違、自彼



(51) 生没年不詳。臨濟宗夢窓派大雄門派で、足利義嗣の子。足利義満の孫にあたる。

(52) 光宅軒が廃壊したため、相国寺常徳院内の養源軒を改めて光宅軒として存続させることに決していた。その事情については季瓊日録寛正四年六月十四日条を参照。

(53) このような贈与形態については、金子拓「進物折紙考―室町時代における贈与交換の側面―」(『古文書研究』四十三号、一九九六年九月)を参照。

(54) 生没年不詳。春阿弥は寛正五年三月に病没したが、孫の夏阿弥ではなく、この千阿弥が春阿弥の職掌を継承した模様である。

(55) 一四一九―七〇。天皇在位一四二八―六四。

(56) 一三五八―一四〇八。将軍在位一三六八―九四。

(57) 一三七七―一四三三。天皇在位一三八二―一四二二。

(58) 一三五八―九三。天皇在位一三七一―八二。

(59) 註46前掲の高岸著書の説に賛同するものである。

(60) といえ、新造泉殿十二間の舞絵制作には土佐広周と光信が起用された。註46前掲の高岸著書を参照。ひとり宗湛のみが義政の画事を独占したのではないことは十分に注意しておくべきである。

(61) 季瓊日録寛正四年十月九日条による。

(62) 一四三九―九一。義政の実弟で次期将軍を約されて還俗した。

(63) 石光山。真言宗の名刹。

(64) 石山寺内の住坊で、現法輪院。

(65) 貞熙か。不詳。

(66) 現在の大阪市近郊、琵琶湖畔にあった寺と思われるが、不詳。

(67) どこまでが地名なのか不詳。山国庄の田地ではなさそうである。

(68) この文書の前後には大徳寺大用庵に山国庄の田を売らないし寄進する田地売券が並んでおり、自牧庵が買った田地も最終的には大用庵に寄進されたものとみえる。

(69) 一五五一―一六〇八。

(70) 一五三九―一六一〇。

### 自牧宗湛〔資料篇・上〕

綿田 稔 編

#### 一、史料

原則的に史料の成立順に並べた。史料番号に続く◇は本史料、\*は参考史料であることを示す。返り点と送り仮名は略し、文字遣いはおおむね新字体に統一した。…は前後ないし途中を略したことを示し、□は判読不能文字ないし欠字、―は割書、へは傍注、【】は印記またはその写しを示す。( )は出典編者または本篇編者注記で、その他の括弧は出典のままである。

1 \*中原康富『康富記』文安六年三月十一日条(『康富記』二、増補史料大成三十八、臨川書店、一九六五年、三六〇頁)

…是日室町殿有御移徙寢殿、一寢殿御門等、自花御所被引之、一御乗車八葉、日野藏人右少弁勝光被候御車後、今日扈從殿上人三人、藏人右少弁勝光、藏人右兵衛佐綱光。左衛門佐永繼等也、衛府侍二人、長九郎左衛門尉、三栖雅樂修理亮也、帶刀依先例不被具之、公方以下殿上人以上白襖狩衣也、今日御次第、自二条殿〔右府〕、任御嘉例被作進云々、黄牛童子等者今度被略之云々、……

2 \*瑞溪周鳳『臥雲日件録抜尤』文安六年七月十一日条(『臥雲日件録抜尤』大日本古記録、岩波書店、一九六一年、三十八頁)

中正(仲方)藏主来、因曰、公府特構一室、命諸老画障詩、便出示画本、蓋観瀑図也、……

3 \*中原康富『康富記』宝徳元年十一月二十二日条(『康富記』三、増補史料大成三十九、臨川書店、一九六五年、一〇三頁)

…是夜室町殿御会所御移徙也、為之昨日先日野鳥丸中納言亭有御方違、自彼

享有御移徙之儀云々、……

4\* 養叟宗頤「自贊」〔大德寺墨蹟全集〕一、毎日新聞社、一九八四年、一七九頁

隱半身兮願愚夫顯全体兮揚禪者彼此如許多機關沒可把半合半開 可知礼也嘆

揚上司写老拙朽質請贊書以證它云

享徳改元壬申菊月 日

養叟老拙宗頤書

5\* 同 「自贊」(同右、一八〇頁)

熙禪者焉画予陋質昆屯未分之先老僧既突出昆屯既分披來老僧也突出何似生無等

匹誰道此主賓相持如蚌鷓不恁广々々々落在漁人掬溢喝一喝

熙上司請贊云以證它云

享徳改元壬申菊月日 養叟宗頤書

6\* 同 「多賀高忠像贊」(山田宗敏編『史料大德寺の歴史』毎日新聞社、一九九

三年、一五一頁)

朝臣金吾都官大理大源宗本居士、忠孝兼全、廉潔愈勵、惟公無私、胸霧披而寬

仁、赦刑還家、陰雲變為晴霽、威望毅然才逸俊、又授任所憑願言則嚏、何故掃

除令俗塵、盍復致真諦、參方法話則、厭倒龐蘊老人画一円相、則依倚陳操故制、

正与麼時、以何為驗、竹篋乖触、響、三尺龍泉光照天、万人叢裏施生計、

享徳改元壬申九月日

養叟老拙宗頤書

7◇ 横川景三『小補集』享徳三、寛正五年(玉村竹二編『五山文学新集』一、東京大

学出版会、一九六七年、七頁)

四睡

豊干拾得寒山虎相従、日午麴々睡味濃、空却到今呼不覚、国清寺裏一声鐘、

8\* 中原康富『康富記』康正元年十一月十八日条(『康富記四 他』増補史料大成四  
十、臨川書店、一九六五年、二二四頁)

……是日室町殿御会所被寄南、二南へ二丈許、東へ一丈許歟云々、一管領被引進  
之、其人力四五千人許歟云々、

9\* 齋藤基恒『齋藤基恒日記』康正二年四月十一日条(『齋藤基恒日記 他』続史料

大成、臨川書店、一九六七年、九十四頁)

十一日、造内裏(主御門殿、一立柱上棟、濃禪、布野州着直垂出仕、

同日、高倉御所、常御所、立柱上棟

奉行 飯総為数、松丹秀興、飯加之清

一、造 内裏、被仰付飯総州

10\* 尋尊『大乘院寺社雜事記』康正二年七月二十日条(『大乘院寺社雜事記』一、増

補続史料大成二六六、臨川書店、一九七八年、五十三頁)

一遷幸土御門新内裏、内々於内裏テ見物之、今日遷幸以前番匠重部禁中之井二

落入死去、珍事々々、穢了、

11\* 季瓊真藁『蔭涼軒日録』長祿二年閏正月二十六日条(『蔭涼軒日録』一、増補統

史料大成二二一、臨川書店、一九八三年、一六三頁)

……即参于御所献茶器三对。八景御障子贊詩之人数。以書立可申之由被仰出。

即書立竺雲和尚。雲章和尚。春林和尚。瑞岩和尚。東岳和尚。存耕和尚。瑞溪

和尚。東沼和尚伺之。贊詩可申之由被仰出也。

12\* 養叟宗頤『宗惠大照禪師語録』乾(『大德寺禪語録集成』一、法藏館、一九八九

年、三〇〇頁)

宗潭侍者

以火把打円相云、宗潭侍者末後有傷曰当機觀面、飲氣吞声、游戲神通、拳來踢  
報、咄、顧前顧後、木馬嘶風、突出難弁、畢竟如何、千里万里一条鉄共惟、新

帰元宗潭禪人來在老僧會裏、窮明已事畢、坐定大安樂之場、正与麼時、依遺偈、且著語、且唱和、而以餓此行者也、平生心膽、為誰流通、仏祖無分、明月清風、

13\* 勘解由小路在盛『在盛卿記』長祿二年八月四日条(『改定史籍集覽』二十四、近藤活版所、一九〇二年、五三九頁)

今日巳時、大上様御殿火事、数人立集、酒水消滅也、無事珍重、……

14\* 季瓊真藥『蔭涼軒日録』長祿二年閏十二月五日条(前掲『蔭涼軒日録』一、一九六頁)

可被移于室町御所也。今晨辰刻始御覽其地。公家武家参賀。御相伴長老達参賀。付在於來日也。

15\* 同 『同』長祿三年五月十五日条(同右、二二三頁)

……御新造南面東床。額字可被付進之由。於院主瑞溪和尚被仰出也。……

16\* 同 『同』長祿三年十一月十六日条(同右、一三三頁)

今日亥刻。自細川右馬頭殿御移徙于上御所也。

17◇希世靈彦『村庵藁』上(玉村竹二編『五山文学新集』二、東京大学出版会、一九六八年、二五四頁)

#### 題画

江勢遙分南北山、杖藜極目夕陽湾、誰家突兀好樓閣、沙鳥風帆几案間、(長祿三年)

18\* 季瓊真藥『蔭涼軒日録』長祿四年四月十一日条(前掲『蔭涼軒日録』一、二五五頁)

御会所参賀。等持院竺雲。鹿苑院瑞溪。崇寿院龍岡。相国寺天英。等持寺松堂。

蔭涼某。各献千疋之折帟。於御会所御对面。公方御座。在東方上間。但以伊勢

自牧宗湛(上)

兵庫助先規被尋下。与鹿苑瑞溪和尚談評而御座在上間之由披露之。仍御座在上間也。

19\* 同 『同』長祿四年十二月七日条(同右、二八〇頁)

……御泉殿詩之贊。書立器用十二員可申之由。以結城勘解由左衛門被仰出也。但可賜画樣之由有之。

20\* 同 『同』寛正二年正月十七日条(同右、二八六頁)

御泉殿御障子之贊詩十二首。奉懸于御目也。於御前奉諷誦之。其衆乃等持院竺雲和尚。宝渚庵雲章和尚。興德寺春林和尚。正印庵存耕和尚。寿徳院瑞溪和尚。栖芳軒東紹和尚。林光院春溪和尚。崇寿院龍岡和尚。雲門庵大圭和尚。靈泉院九淵和尚。常喜庵華蓼和尚。及鹿苑院東岳和尚也。懸御目已後渡之結城勘解由左衛門尉也。奉報來晨御成也。

21\* 同 『同』寛正二年二月七日条(同右、二九〇頁)

奉報大智院御成而御成。御斎。天龍寺度僧寿菊喝食。慶春喝食伺之。即御免許也。來九日大徳院御成。一色殿被参之事伺之。大智院御扇子廿柄。高檀帚十帖被献之。院主国用和尚。御相伴之衆襪子一繡。杉原十帖。各受之。就大智院御所間之画障伏見指月之佳境有八景之由被聞召。及分被仰。因御成之事。可命之旨白之。即命于大光明寺也。

22\* 同 『同』寛正三年正月二十五日条(同右、三三一頁)

……御泉殿之御座并泉水。以春阿被見御相伴衆也。諸老不勝手足蹈舞也。……

23◇同 『同』寛正三年二月十五日条(同右、三三四頁)

……当年都聞察之次。有御聽聞否之事。被尋下。不分明之由白之。按雲沢軒御成之次。上堂。半斎。御聽聞。見于記録之由。御雜談之次。被仰出。仍松泉新造至落成之日。來月之比可白御成之志謹披露之。仍障子之画情小栗之由白之。

四七

当世除之無余子之由被仰出。尤彼寵光也。……

24◇ 同 『同』 『寛正三年二月二十五日条(同右、三三六頁)』

……松泉軒障子画小栗以達于上聞殿勤之由披露之。……

25\* 同 『同』 『寛正三年三月六日条(同右、三三七頁)』

……松泉軒春阿。寿楽堂。如意庵并靈山円勝之寺。宝雲庵。此五額今日可被遊之由被仰出也。……額之事命春阿也。筆墨并昏并板等持而可献也。今晨所伺之五額被遊也。但春阿奉之。

26◇ 同 『同』 『寛正三年三月十四日条(同右、三三八頁)』

奉報雲沢軒御成之事也。御成。御斎。以普広院殿之御例調三之膳也。御菓子九種也。松泉軒御成。於青磁觀音前御焼香。被御覽梨花并盆山。御談笑刻遷。又於四間被御覽小栗八景絵。尤被称美也。御談笑又數刻。美景兼并也。小栗出家為僧。法名曰宗湛也。奉懸于御目也。献以胡銅香炉小卓也。御小袖三重盆香合一鶴也。盆段子一白地。高檀昏杉原各十帖。一桂装。小盆一枚。絵一枚一馬鱗杉原十帖。於松泉軒献之。還御之時被下七宝瑠璃壺花瓶一对并胡銅釣燈籠以春阿下也。為御礼献胡銅香炉盆謹奉謝恩榮之万一也。自前日至早晨天陰雨降。雖然於御成之時俄天晴。日照台旆生輝光也。人文改觀。往還相賀也。可謂老後寵榮不過之。前月廿四日雲頂院并集雲軒御成。高檀昏代請取。奉懸于御目也。……

27\* 同 『同』 『寛正三年三月二十九日条(同右、三四〇頁)』

……雲沢軒内松泉軒尤可之由。談余被仰。寵光出于望外也。……

28\* 同 『同』 『寛正三年卯月二十七日条(同右、三四四頁)』

……御前胡銅并茶椀種物十二ヶ。以千秋被預置也。但依十二間御造作暫被除也。

29\* 同 『同』 『寛正三年六月十一日条(同右、三四九頁)』

……高倉御所御泉水。一昨始被引水。故可致參見之由申之。仍御微笑然諾也。今日為御泉水被放水鳥。又有御成云々。

30\* 同 『同』 『寛正三年六月二十日条(同右、三五〇、三五二頁)』

……高倉御所御泉水。来月十六日可被見于村野之由被仰出。仍可付亭子額之名。瑞溪和尚可致目通之由被仰出也。……

31◇ 同 『同』 『寛正三年六月二十一日条(同右、三五二頁)』

……宗湛自今日於当軒画高倉御所障子也。

32\* 同 『同』 『寛正三年七月八日条(同右、三五二頁)』

……来十七日。高倉御所亭子并御泉水可奉一覽之由。以結城勘解由左衛門尉被仰出。尤為恩光不勝恐惶也。

33\* 同 『同』 『寛正三年七月十日条(同右、三五二頁)』

今日丹後間立柱。仍被献御太刀也。

34\* 同 『同』 『寛正三年七月十一日条(同右、三五三頁)』

来十七日。高倉御所泉水可奉一覽之事。以結城勘解由左衛門尉被仰出。……

35\* 同 『同』 『寛正三年七月十五日条(同右、三五三頁)』

……来十七日。高倉御所御泉水可奉一覽之事、重被仰出也。

36\* 同 『同』 『寛正三年七月十七日条(同右、三五四頁)』

高倉御所御座式并御泉水被見。仍為御礼献小盆一桂漿一枚。抹茶壺一箇。杉原十帖。繻子一端一黒地。小盆一枚一堆紅。……

37\* 同 『同』 『寛正三年七月十八日条(同右、三五四頁)

高倉御所亭子名。瑞溪和尚。一亭各以五之名記被献之。但未恰好尚之記録其名而重可被献之由被仰出也。仍瑞溪和尚之侍者命此趣也。……

38\* 同 『同』 『寛正三年八月十日条(同右、三五九頁)

……就高倉御所御座之被飾。有御成云々。

39◇ 同 『同』 『寛正四年二月六日条(同右、三八五頁)

奉報来晨大智院御成之事也。両所御談余。有画師宗湛僧。就于愚老。索庵号。仍名曰自牧。夫如何。為紫野養叟弟子。荷担禪又能画。故牧牛。或取牧溪和尚之牧。名自牧之由披露之。即有御感。即語于宗湛。拜屈而為寵光也。御扇子廿柄。高檀帟十帖献之。

40◇ 同 『同』 『寛正四年三月二十八日条(同右、三九一頁)

……画師宗湛上坐受上意。雖云何処。可作画之由被仰出也。俸祿如周文上坐所受。自当院并常住可御免許之由。被仰出也。但以春阿重可伺之旨披露之。即御領掌也。……

41◇ 同 『同』 『寛正四年三月二十九日条(同右、三九一頁)

……遂御成于高倉御所也。宗湛上坐。前日被仰出旨諭之。不勝戰栗之由披露之。

42◇ 同 『同』 『寛正四年卯月二日条(同右、三九二頁)

……画師宗湛上坐。如周文上坐。自常住并当院被下行之月俸。可被下之由。春阿弥召当院主事承本都寺并常住住出管命之。以先規註文出之。宗湛上坐尤為恩榮之重也。

43◇ 同 『同』 『寛正四年卯月三日条(同右、三九二頁)

……宗湛上坐。献胡銅香炉卓。謹白拜謝也。春阿弥白之。蓋前月廿八日被下月

俸之御礼也。……

44◇ 同 『同』 『寛正四年五月三日条(同右、三九六頁)

……宗湛給恩之事。重被仰出也。此旨命于春阿也。……

45◇ 同 『同』 『寛正四年六月十五日条(同右、四〇三頁)

……雲沢軒障子凶画之事。可命于宗湛之事。被仰出也。上命之外不可写之由。以前被仰出也。仍以上命被免許。尤恩榮之至也。……

46◇ 同 『同』 『寛正四年七月十日条(同右、四一〇頁)

……雲頂院昭堂後門壁面觀音并羅漢。今晨安置之。画師鹿野性玄。愚老施入之志為後證。加名判。又書年月日也。御新造。為御繪本。以大智院三幅。可被渡于宗湛坊之由。能阿以折昏申之。仍可被使于能阿方之由。以能阿折昏命于大智院実參西堂也。

47◇ 同 『同』 『寛正四年十二月八日条(同右、四三八頁)

……宗湛上坐如周文都管。可被与御給恩也。然則臘月廿貫文充。御服一領被下也。献御扇子一柄之由披露之。御領掌也。廿貫御用脚者。命于飯尾左衛門大夫也。……

48◇ 同 『同』 『寛正四年十二月十四日条(同右、四三九頁)

……等持寺袈裟縫。建種。梵鎮。真護。以旧例可被下御服之由。依例之被仰出。即命于春阿也。画僧宗湛。又同前也。……

49\* 同 『同』 『寛正四年十二月十九日条(同右、四四〇頁)

……今夕伶人間。御移徙有御祝義。……

50\* 同 『同』 『寛正四年十二月二十一日条(同右、四四〇頁)

御相伴衆為新造之賀。今日可被參之処。依有元三祝儀。廿三日可被參之由被仰出。蓋去十九日以有新造移徒祝儀愚不參之例也。

51\* 同 『同』 寛正四年十二月二十三日条 (同右、四四一頁)  
御相伴諸老。為御泉移徒御礼被參也。……

52◇ 同 『同』 寛正五年正月五日条 (同右、四四四頁)  
……縫御袈裟。等持寺建種首座。梵鎮書記。真護上坐。画師宗湛。白綾御服各一領。前年晦日被下也。但先御代為縫御袈裟之御給恩之旧例也。今日各渡之。各取判。為奉懸御目也。……

53◇ 同 『同』 寛正五年正月二十二日条 (同右、四四六頁)  
……宗湛上坐以文都聞之例。去年廿貫文可被下之由被仰付。雖然未下行之故。今晨香殿院修山和尚。為光宅軒安堵御判御礼。參而献千疋。被懸于御目也。以此折昏料足伝与于自牧。仍伺之。……

54\* 同 『同』 寛正五年三月十六日条 (同右、四五九頁)  
今日午時御泉西之御座移徒。有祝儀也。……

55\* 「二十一 口方評定引付」 寛正五年三月十九日条 (東寺百合文書) 『東寺文書』  
三、大日本古文書 家わけ第十、東京帝国大学史料編纂所、一九三九年、三〇五頁)  
一飯尾左衛門大夫家新造之間、為祝言、二百疋可為持參由、衆義了、

56\* 季瓊真藥『蔭涼軒日録』 寛正五年四月十九日条 (前掲『蔭涼軒日録』一、四六六頁)  
……為被建立勝智院御坊。命于諸匠作。鹿苑。等持院。雲頂院。常徳院。勝定院蓋図之。

57\* 同 『同』 寛正五年八月二十三日条 (同右、四九一頁)

今日午刻。御院參以後。又御幸于御所云。街陌平土掃塵。天又快晴実并美也。今晨罷參也。午後八鼓之前。御院參。被乘御車。御車者菅也。帶太刀十双。諸家相交。公家相從者皆車廿四両。随人二騎。七鼓刻御幸。御車。先驅。公家并公方様華麗。群集遮路改觀。入夜五鼓刻還幸。勝定院殿御代御幸。〔但小松院當年分五十五年也。〕還幸後公方様。自三宝院又御院參。還御到暁天也。前日快晴。今晨着小雨。尤為奇也。

58\* 同 『同』 寛正五年十月二十二日条 (同右、五〇三頁)  
今日御新造御連歌。御会有之。仍依無急事而不參。無事也。……

59\* 同 『同』 寛正五年十月二十三日条 (同右、五〇三頁)  
……昨日於十二間御連歌御会。御発句。  
風ニケツリオツル柳ノ神ナ月  
人皆嘆美之。……

60\* 同 『同』 寛正五年十一月七日条 (同右、五〇五頁)  
今日於御所御幸。天快晴。人皆慶之。四鼓刻公方御院參也。八鼓前御幸于御所也。

61\* 同 『同』 寛正五年十一月八日条 (同右、五〇五頁)  
……前日就御幸御座敷御相伴衆并雲叟和尚。普広院殿御代永享九年十月廿一日行幸之時。以前廿日。被拝覽御座敷。仍以其例伺之。御領掌。可被拝覽之由被仰出。即奉報之。以伊勢七郎右衛門尉申之。夜前御幸。半夜以後還幸云々。前日快晴。風景如春天。半夜以後還幸之後。洒小雨尤為奇也。御相伴鹿苑院籠岡。等持院梅室。崇寿院雪庵。相国棠陰。蔭涼某。等持寺綿谷。御座敷被見之。御泉殿。次御廐。次觀音殿。次御会所。次御泉水奉覽之。其華麗其珍宝種々殆不可枚挙也。……

62\* 妙雲院主聖瑞置文・消息(大徳寺文書一三三六―二・三、近江西今村庄等證文の

内『大徳寺文書』三、大日本古文書 家わけ十七、東京大学、一九五四年、一三五  
〜一三六頁)

妙雲院の事、かいき申をかれ候つるほとに、たう所になし候はんするよし、く  
はうさまへ申入て候へは、ともかくも、はからいとおほせ事候ほとに、春ほを  
しやうへまいらせ候、くはうさまの御きたうをいたさるへく候、又かいきふん  
けいの御事、又我々かほたいのためにて候、かやうに申候へは、末代にをき  
候て、た人のいろいろあるましく候、院りやうをもそへ候はんするきしんしやう  
を、かさねてまいらせ候へく候、

寛正五年十二月十一日

聖瑞(花押)

なをなを、するすると候て、めてたくて候、

それをやうとく院に、なし候はんするよしを、すいせいたうしてうか、ひて候  
へは、御心へ候よし、おほせ事候ほとに、めてたくうれしくて候、千秋万世い  
はんしやう候はんすることを申うけ給て候、けなりけになり候て、とくまいり  
候て、めてたく見まいらせ候へく候、よろつ又々申候へく候、かしく、

63◇ 季瓊真薬『蔭涼軒日録』寛正五年十二月二十日条(前掲『蔭涼軒日録』一、五

一一頁)

……宗湛上座。每望之由申之。可命于飯左之由被仰出也。歳末献御扇子拝受綾  
御小袖一領也。年始参賀之次。拝領御練貫一重也。蓋周文随此例也。御服被下。  
其奉行可命于千阿之由被仰出也。

64◇ 同 『同』寛正五年十二月二十一日条(同右、五二二頁)

……歳末并年始御礼之時。宗湛上座。被下御服也。歳末者綾小袖。年始者御練  
貫一重。千阿為奉行可下之由被仰出。即命之。

65◇ 同 『同』寛正五年十二月二十九日条(同右、五二三頁)

自牧宗湛(上)

……宗湛上座。献御扇子一柄。白綾小袖一領被下也。但千阿奉之。……

66\* 同 『同』寛正六年三月十五日条(『蔭涼軒日録』二、増補統史料

大成二十二、臨川書店、一九八三年、十二頁)

……益者被置之台。被進于高倉御所。早可献之由。以結城兵庫助被仰出也。即  
献之。改高倉作今出川殿也。者作物益台并掩献之。

67◇ 同 『同』寛正六年十月八日条(同右、五十二頁)

……宗湛上座。其子被害。擒其敵。定有余党尚計之。此由達上聞。則可乎之由  
申之。仍今晨子細披露之。御領云也。……

68◇ 同 『同』寛正六年十月十日条(同右、五十三頁)

……来十七日石山御参詣。御宿坊即岩坊也。御座敷障子画可借宗湛手之由。飯  
尾左衛門大夫申之。即参殿中。以伊勢七郎右衛門尉伺之。御免許之由。被仰出  
也。即召宗湛命之。

69\* 同 『同』寛正六年十月十七日条(同右、五十五頁)

……以伊勢備中守奉報大興寺御成。……御成。……被乘御船参詣于石山観音  
也。自松本関所雖可被乘御船。湖上風起浪□而巳。依待之。於大興寺刻移。  
仍自善哉崎被乘。蓋以船程之近也。帰路暫憩于上大路旅店。高枕醉余一小睡耳。  
帰于寺則放参鐘鳴也。御相伴。住持仙岩和尚。某。日野殿。御前給仕。承泰喝  
食。光洲喝食。御相伴給仕。周虎喝食。周芳喝食。慶昇喝食。洪藏主。被見御  
座敷如恒也。……

70◇ 紺屋左近田地売券(大徳寺文書一七六一『大徳寺文書』四、大日本古文書 家分

け十七、東京大学、一九五五年、二八〇頁)

(端裏書)「山国ノ田文書一但是ハ後しるへたる文書也、穎藏主方ヨリ請取候」  
永代売渡申田地之事

合壹段者、在所四条垣内田車

四至 北西阡陌 東南際目

右田地者、山国比果江村上手紺屋治部買得相伝地也、其子太郎次郎左近讓得所也、雖然、父負物為返弁、代錢八貫貳百文仁、本券貳通相副、永代壳渡于姉小路西洞院自牧庵申所、実明白也、万一雖及天下一同徳政、永地返付之沙汰、自余大變、更々不可有違乱妨者也、此上者於子々孫々、聊有違犯輩者、為公方堅可被処罪過者、仍為後日壳券如件、

寛正六年(乙酉)十一月十五日 壳主紺屋左近(略押)

71\*多賀清忠置文(大徳寺文書二二三六、前掲『大徳寺文書』三、一四〇頁)

……

一為仏殿建立料足、五百貫文令寄進者也、為本之可有造営事、

……

右此条々、雖為一事、不可有怠慢、專仏法繁昌、可有御執行之狀如件、

寛正六年(乙酉)十一月十五日 清忠(花押)

清泉寺住持春浦和尚

72◇季瓊真藥『蔭涼軒日録』寛正六年十二月晦日条(前掲『蔭涼軒日録』二、七十一頁)

……

宗湛上座御小袖(白綾)一拝領。蓋旧例也。……

73\* 同 『同』寛正七年二月十一日条(同右、八十四頁)

…… 来閏二月以為閑暇故休暇之事就伊勢守可有披露之事。今晨殿中而言之。仍領掌也。但湯山湯沐之事也。

74\* 同 『同』寛正七年二月二十一日条(同右、八十七頁)

…… 来廿五日飯尾肥前守私宅御成。仍經始之。愚老往欲見之。仍携箴首座。證藏主。樹藏主。虎藏主。夏阿弥。浦上美作守也。……

75◇ 同 『同』寛正七年二月二十三日条(同右、八十八頁)

…… 飯尾肥前守所。来廿五日御成。仍御座之間宗湛上座因之。往而見之。華麗莊嚴之由披露之。且御一笑也。……

76\* 同 『同』寛正七年二月二十五日条(同右、八十八頁)

…… 今日飯尾肥前守私宅御成云々。……

77◇ 同 『同』寛正七年二月二十七日条(同右、九十頁)

…… 宗湛上座湯淋御暇之事伺之。御免許之由被仰出。

78\* 同 『同』文正元年二月二十九日条(同右、九十一頁)

湯山発軫。暁天大鐘中出寺。於七条至天明闇火炬也。於久我願王寺喫午飯也。宿于荒蒔上月大和守所也。談笑小宴入夜。

79◇ 同 『同』文正元年二月晦日条(同右、九十一頁)

飯後湯山発軫。八鼓刻入于御所坊。即浴沐。其妙美倍于旧也。屋後青山呈旧面。緋白粉冗。家々如競也。日野殿被管修理大夫同浴来問。多賀豊後守同行同浴。来話前日晴。今日雨。浦上美作守并宗湛上座同伴也。崇寿雪庵同浴来問。池田来問。安富勘解由入道同浴。修鄰好而来問也。

80◇ 同 『同』文正元年閏二月二日条(同右、九十一頁)

…… 次聊小宴談笑。北鄰安富勘解由左衛門尉。日野殿内修理大夫。同墓崎若狹守。東坊。宗湛。巢河又次郎。慶阿弥。今春与四郎。二条町千代。小歌小舞。談笑消日。可謂希有之事也。……

81◇ 同 『同』文正元年閏二月三日条(同右、九十三頁)

…… 宗湛并浦上美作守依前日飽醉。尚有余困也。



82◇ 同 『同』 文正元年閏二月五日条(同右、九十四頁)

……前夕招安富勘解由左衛門尉之次。所司代多賀豊後守。東坊。浦上美作守。巢河次郎。宗湛。慶阿弥。小宴談笑消日。入夜秉燭竟歸去。……晚來所司代及東坊。浦上。宗湛。慶阿來話。且慰寂也。……

83◇ 同 『同』 文正元年閏二月六日条(同右、九十五頁)

……南辺前夜小賊盜宗湛并舟侍者小僕簑衣三領云々。諺曰。賊不打貧家也。依為其貧而失簑。仍宗湛及舟侍者小僕。又聊有慙色。仍与宗湛茶話之次。說之笑之。尤為風流之事也。……江見河原入道為慰客寂。誦太平記也。益翁依浴困而只懶睡耳。可知睡隱稱之。龜泉自牧又睡于座隅耳。……文叔翁持小樽而來問。微醉中間聞歌。滿座互相樂也。歌者与四郎也。所司代多賀豊後守。浦上美作守。宗湛皆小歌舞。入夜秉燭遊戲已。北隣安富又以招來話。說岩栖院之時見愚老為喝食。奉侍于勝定院御成三条岩栖院屋形。蓋夫六月祇園會也。實四十年前故人也。難哉。今代為所希乎。彼入道又其時近侍岩栖院殿。顧眄光于世也。所司代多賀豊後守又人物興家威勢震世。文叔我門所貴。叢林所推。宗湛画裏神妙。比古之牧溪也。就愚老一日求室名。稱彼筆妙名曰自牧。牧之字者準擬牧溪。殆不多讓也。即今滿座緇白皆有名。然即此湯沐之次會合。實千載一遇。云。彼又云。為老後之樂也。……

84◇ 同 『同』 文正元年閏二月七日条(同右、九十七頁)

……江見河原以為閑寂之故誦太平記。于時南辺宿者。楨書記。宗湛。慶阿弥聚頭蟄居而相潛。所司代午浴之次。暫憩于此。又宮小宴云。自牧翁避之逃于此座。楨書記遂之引之辭再三。然不許而竟往。想痛飲可知乎。……

85◇ 同 『同』 文正元年閏二月八日条(同右、九十八頁)

……依快晴往于鼓瀑見之。飛流濺沫落於九天乎。殆倍于旧看。往不可不見之也。往者。文叔融泉二侍者。益齋。龜泉。楨。懌。種。賢。自牧。慶阿。葉山六郎。所司代多賀豊後守。巢河次郎。今春与次郎。東坊。浦上安志。德阿。聽

叫千代松。千千代。請客頭能才。皆從之見之。尽為快然也。歸路往于菩提院。

……詣于藥師堂燒香三拜。又詣于普広院石塔燒香。……往于温泉方丈。……鼓瀑途中。山險水遶。為絕塵。歸路向北。前面山遠雲遙。其中間鹿舌之山猶屹立。尤為最高峰也。俗曰鼓瀑高聲叫。則瀑水急落云。仍浦上美作守往于瀑下而再三叫。人皆笑之。及歸所司代即招楨書記。自牧。慶阿。想引滿乎。又曰。限此瀑而高聲叫。則必急落也。尤為奇也。……

86◇ 同 『同』 文正元年閏二月九日条(同右、九十九頁)

……所司代戲就于南辺楨書記自牧江見河原慶阿宿邸曰。喫常飯以其不便。而楨疾走告之。仍就此招也。……今晨常飯招之者。所司代多賀豊後守。東坊。巢河次郎。自牧。浦上美作守。慶阿。与次郎。益齋。龜泉。小宴喫茶。虛談刻移之次。与次郎聊小歌。尤為可也。慶阿談余。戲学前日温泉寺住持老律衲被蒙頭而誦温泉緣起之樣子。陽為之体。尤為妙也。自牧醉余。高聲叫而美彼歌曲。是一時之笑柄也。……

87◇ 同 『同』 文正元年閏二月十日条(同右、一〇〇頁)

……自牧於浦上所未歸。仍欠午浴也。……

88◇ 同 『同』 文正元年閏二月十一日条(同右、一〇一頁)

上月太郎次郎前夜來宿。……日本曰野老。唐曰黃精。太郎所携籠者。其一之數也。尤此野老。其味為美。而自牧耽之。益翁又曰。自牧酒又嗜之。一座皆笑之。為制楞嚴頭結制扇子。使自牧画扇面画樣子也。画藤花并躑躅并小鳥也。……自牧曰。所司代此客中。使僕夫十員云。旅邸必置終夜不睡者一人。蓋為警其違犯者乎。……

89◇ 同 『同』 文正元年閏二月十二日条(同右、一〇三頁)

……詩罷。小宴。……其宴中間欲見彼詩場之樣子。俄所司代多賀豊後守東坊。浦上美作守。巢河次郎。自牧。慶阿來會。真俗不二。老少混雜。忘却爾汝懶醉

困墮。脱却其鼻禪。不覺而歸去。不識誰某甲也。一段奇事。又一段風流。為千載之美談乎。……

90◇ 同 『同』 文正元年閏二月十四日条(同右、一〇五頁)

……所司代依雨不得歸。於楨書記自牧宿所暫滯留。欲赴于晚浴仍談笑。聞之益齋且招之。愚老欬枕一睡欲熟時。南鄰益齋翁招所司代。仍自牧慶阿弥成知客在于座。談笑被撩起為可笑也。……所司代欲招愚老。陽為熟睡。困臥不起。以千代松童而再三招之。難逃赴之。即衆客滿座。杯盤狼藉。爛醉歌舞。独成知客癖。起舞不少怠。人皆笑之。其狂顛困墮之時且垂糞。其香滿座。人皆掩鼻。其余濕触于自牧翁之手。其臭氣不已。使之所司代戲嗅之。又掩鼻。殆為不堪。皆於阿弥陀堂詩宴。墮鼻禪為希代事。又今夜垂糞。實為其類乎。……

91◇ 同 『同』 文正元年閏二月十五日条(同右、一〇五頁)

……前夜浦上。自牧。慶阿。東坊往于温泉寺方丈一宿云。問如何之。答曰。所宿屋廬漏泄不少。仍避雨之意乎。……

92◇ 同 『同』 文正元年閏二月十六日条(同右、一〇七頁)

……無朝無暮。与所司代并東坊自牧慶阿成知客談笑消日。仍往于彼宿所聊謝旅寓之勞也。自牧語曰。鎌倉上杉房州避閔東乱。厭世間之是非往于九州。憑大内大膳大夫。隱居于深山。大沢之間。而看經行道修而送残世。人皆望其風無不敬。聞忽逝去。可感可慕也。此事上月大藏丞遣於自牧状有之。……

93◇ 同 『同』 文正元年閏二月十七日条(同右、一〇九頁)

……自牧於阿弥陀堂前岸写山中境界。一僕跪而在後。移刻画料僅成。自御所坊隔簾見之。相共大笑矣。阿弥陀堂櫻花今日盛開。映夕陽尤艷矣。……

94◇ 同 『同』 文正元年閏二月十八日条(同右、一〇九頁)

……浦上贈粥膳尤美。聞東坊。自牧。慶阿。楨。忻。田樂德招之。……午浴快

也。自牧慶阿又為水戲。高声叫美也。……晚來往于浦上宿所。入座看阿簷山。其蝸黛鬢鬢。其容色在浴難見之。不勝吟翫絕嘆耳。仍小飲微醉中間。又來者所司代多賀豐後守。多賀持樽云々。東坊。成知客。田樂德阿。愚。為伴者。益齋。龜泉。楞嚴頭集梅。小維那宗種。宗賢。懽侍者。楨書記。自牧。慶阿弥。聽叫。千代松。千々代。上月太郎次郎。葉山三郎。上月六郎。同源五來入。小歌小舞。……

95◇ 同 『同』 文正元年閏二月十九日条(同右、一一一頁)

……午浴午時潮必生。泉湧波揚。日照寒消。浴之則人皆尤為快哉。中間底自牧。成知賓。楨記室。或戲或泳。欲流去忽驚起立。人皆笑之。聞俗漢皆往于温泉寺方丈午睡。又相樂云々。……

96◇ 同 『同』 文正元年閏二月二十一日条(同右、一一三、一一四頁)

……自牧田樂德。自浦上所醉歸。高声叫如有其樂也。……九鼓刻早浴。常飯入浴。五鼓以後發行。

97\* 同 『同』 文正元年閏二月二十二日条(同右、一一四頁)

……依歸路便宜詣清澄寺。……往于荒牧上月大和守私宅。……往于南边上月太郎次郎所見其館。……

98\* 同 『同』 文正元年閏二月二十三日条(同右、一一四頁)

今曉七鼓鳴。則欲發行。……於山崎午飯。……往于久我願王寺。……於東寺南大門日落路昏。歸寺入夜。……

99◇ 同 『同』 文正元年閏二月二十四日条(同右、一一五頁)

……慶阿。兆阿。千々代來問。禪仏維那來曰。今明日花可殘乎云。成知客來問。自牧來問。

100◇ 同 『同』 文正元年閏二月二十六日条(同右、一一六頁)

……今度湯山同浴者。所司代多賀豊後守。同巢河次郎。浦上美作守。東坊。日野殿内修理大夫。飯尾肥前所成知客。画師宗湛。兆阿弥。田楽徳阿弥。七条弥五郎。等幸弥七等来問。……

101◇ 同 『同』 文正元年三月二十七日条(同右、一二三頁)

……聯輝俊侍者宗湛參賀也。

102◇ 同 『同』 文正元年卯月八日条(同右、一二六頁)

……宗湛所訴津田事。窃披露之。仍有御領掌色也。彼者殺害之罪也。……

103◇ 同 『同』 文正元年五月二十六日条(同右、一三八頁)

……宗湛上座以庵兒敷地望申之所者。中御門。室町。春日間。以此書立并訴状伺之。御領掌。仍命于撰津掃部頭也。以彼為地奉行也。……

104 \* 春浦宗熙「自贊」(前掲『大徳寺墨蹟全集』一、一九七頁)

僧偷奸賊仏祖深窺行一棒則晴空雨点下一喝則旱天雷奔燈籠跳入露柱仏殿走出山門若無恁麼事恐喪我兒孫

宗球藏主写余幻質需贊語書以塞請云

文明二祀孟春日

春浦叟宗熙

105 \* 船橋宗賢『宗賢卿記』文明三年八月三日条(『大日本史料』八十四、東京帝国大

学史料編纂掛、一九一七年、七一七頁)

室町殿渡御管領新造亭、御出以前御台還御室町殿、主人御対面、但猶不和云々、今夜少々進太刀云々、

室町殿還御室町御亭、

107 \* 同 『同』 文明三年閏八月二十九日条(同右、八一八頁)

准后自新造御所還御室町殿、

108 \* 同 『同』 文明四年四月二十二日条(『大日本史料』八十五、東京帝

国大学史料編纂掛、一九一九年、五七八頁)

室町殿渡御新御所、若公御読書可為六月之由有沙汰云々、

109 \* 甘露寺親長『親長卿記』文明四年七月四日条(『親長卿記』一、史料纂集一二三、

統群書類従完成会、二〇〇〇年、一六二頁)

晴、浦上美作守今日出山崎之陣云々、

110 \* 伊勢貞宗『室町家御内書案』(『改定史籍収覧』二十七、近藤活版所、一九〇二年、

六五〇頁)

一会所并殿々修理料備中国段銭事為使節令下向守護使相共守事書旨可致執沙汰之状如件

文明四年七月廿八日 御判

松田主計充とのへ

111 \* 甘露寺親長『親長卿記』文明五年二月二十一日条(前掲『親長卿記』一、二二

三頁)

晴、今日御台御招請安禪寺殿・曇華院・真乘寺殿等、其次有行幸「京殿」、最密儀也、予依召祇候、今夜祇候人々、伏見殿・前内大臣・広橋大納言・予・源中納言・兵部卿・左衛門督・滋野井前宰相中将・右兵衛督・兼頭等也、有御連歌二折半、一、右兵衛督執筆也、

106 \* 同 『同』 文明三年八月六日条(同右、七二七頁)

自牧宗湛(上)

112◇ 瑞溪周鳳『臥雲藁』(玉村竹二編『五山文学新集』五、東京大学出版会、一九七

年、五八二頁)

自牧庵、主柳下牛眠漁父捕魚図

緑楊陰裡放牛眠、自牧何曾勞著鞭、漁父不知庵主樂、羨魚法網尚臨淵、

瞎正眼篋竹篋兮弁得機宜莫道隈刀避箭何妨攙鼓奪旗真禪者々々他家自有通霄路父攘羊而子隱之禪子訝中眉垂咄

文明五年菊月日  
春浦宗熙書

113 ◇希世靈彦『村庵藁』上(前掲『五山文学新集』二、二九二頁)

題宗湛所画小景

垂柳陰々蔭野塘、不知山影向斜陽、老牛眠穩草如織、避網遊魚水面涼、

119 ◇横川景三『補庵京華前集』(前掲『五山文学新集』一、二二七頁)  
達磨讚 宗湛筆

114 \*観修寺政蹟「後土御門天皇編旨」(大徳寺文書十七『大徳寺文書』一、大日本古

文書 家わけ十七、東京大学、一九四三年、十一頁)

大徳禪寺者、宗派無尽、而祖風相承也、爰混兵戈之塵裏、改梵宇之古跡、宜遂

不日經營之造功、奉祈有道太平之聖運者

綸命如此、仍執達如件

文明五年六月十九日

左少弁(花押)

当寺衆僧中

115 \*蜷川親元『親元日記』文明五年七月十四日条(『大日本史料』八一六、東京帝国

大学史料編纂掛、一九二〇年、六六八頁)

御成普広院施餓鬼、直ニ新造御所へ成、……

120 \*山科言国『言国卿記』文明六年三月三日条(『言国卿記』一、史料纂集、続群書類従完成会、一九六九年、三十三頁)

一、室町殿、上ノ御所へ御ワタマシナリ、

116 \* 同 『同』文明五年七月二十二日条(同右、六九三頁)

新造御所御門立柱上棟、御太刀まいる、……

121 \*小槻長興『長興宿禰記』文明七年十二月二十七日条(『長興宿禰記』、史料纂集  
一一五、続群書類従完成会、一九九八年、二十三頁)

赤松兵部少輔令移住新造宿所北小路了、

117 \* 同 『同』文明五年八月十六日条(同右、七一八頁)

……御成新造御所、

122 \*三条西実隆『実隆公記』文明八年三月十一日条(『実隆公記』一、太平洋社、一九

三一年、二五二頁)

118 \*春浦宗熙「自賛」(前掲『大徳寺墨蹟全集』一、一九八頁)

洒々落々黙々痴々渠其非我々、阿誰破砂盆兮

晴、草且退出、行水、自今日当番也、仍未下刻著束帶參内、番衆大略皆參、昼  
間白地幸会所、女中衆数輩、若宮、二宮御方、妙法院宮等同令出給、源垂相、  
戸部卿、予等祇候、有盃酌、今夜候鬼間、入夜雨降、

123 \* 一枝希維「山水図巻端書」(「禪林画讃 中世水墨画を読む」毎日新聞社、一九八七年、三四一頁)

倭国画図、筆癡墨拙、豈可堪供大邦君子之一覽乎。雖然、若賜一語題左方者、希玄丹一粒、点鉄作金矣。文明丙申初秋下浣謹書。

124 \* 春浦宗熙「自贊」(前掲『大徳寺墨蹟全集』一、二〇二頁)

一段風光画不成、痴々呆々太憎生、竹篋未動藏機去、語尽山雲海月情

撰之城福看院写予夢影需賛語書以塞請云

文明第八仲禮日

春浦叟宗熙

125 \* 甘露寺親長『親長卿記』文明八年十一月十三日条(『親長卿記』二、史料纂集一

三二、統群書類従完成会、二〇〇二年、二〇八頁)

晴、着寢之處、亥剋許称有火事、俄起出之處、已為近所、先顛倒衣裳(夏直衣)

着用、其後皇代曆・陣中公事次第等令懷中、出走參内、已有行幸室町殿御方

十二間、上下迷々之体許也、暫魔風吹靡、余始懸宮中、仍自一對妻被召御車、

一天納言典侍持劍璽、一内侍所駕輿了奉昇、出御小川御所、人々安然之迷惑也、

小川御亭為狭少之間、可有行幸北御所、一御台御構所也、北小路三位禪尼居住

云々、一已及天明、有一猷、辰剋許出御、公卿・殿上人衣冠直衣、步儀供奉、見

苦之体也、莫言々々、今度公家之輩同時炎上家々、……

126 \* 同 『同』文明八年十一月十四日条(同右、二〇九頁)

晴、自小川御所行幸北小路殿、一御車、如夜前、一

127 \* 小槻長興『長興宿禰記』文明八年十一月二十二日条(前掲『長興宿禰記』、三十

一頁)

今日、大樹(宰相中将殿義尚)自小川御所御移住伊勢守(貞宗)宿所、一北小路

室町、一暫可有御座云々、准后御同宿狭少故云々、番衆以下内外奉公輩被相分

自牧宗湛(上)

云々、伏見殿(宮御方)御座院庁官種直朝臣宿、

128 \* 同 『同』文明九年二月二十一日条(同右、三十九頁)

今日、室町殿小河御所常御殿立柱上棟也、諸人參賀進御太刀、……

129 \* 同 『同』文明九年四月五日条(同右、四十頁)

室町殿小河御所常御殿(御台様御坐所也)一御移徙、小剋有御祝之儀、後日(七

日)諸大名以下參賀、被進御太刀、於御台様者被進折紙云々、

130 \* 壬生晴富『晴富宿禰記』文明十年二月六日条(『晴富宿禰記』図書寮叢刊、宮内

庁書陵部、一九七一年、二十四頁)

六角油小路城郷所司代浦上(則宗)招赤松侍所(政則)、觀世絶芸能、鼓吹音曲

聞之、

131 \* 蜷川親元『親元日記』文明十年三月二十九日条(『大日本史料』八一十、東京帝

国大学史料編纂掛、一九二四年、三九七頁)

一 上御所御庭普請者、貴殿より卅人被進候、奉行(代)三番方普請、凡依為無

数儀如此、三上代は三五、一

132 \* 同 『同』文明十年十月十五日条(前掲『大日本史料』八一十、七

九九頁)

一 御屋形(今出河、一雀御屋敷地引始、

133 \* 甘露寺親長『親長卿記』文明十一年二月十三日条(前掲『親長卿記』二、三十

五頁)

晴、室町殿御事始也、……

134 \* 小槻長興『長興宿禰記』文明十一年四月二十六日条(前掲『長興宿禰記』、六

五七

十四頁)

今日、内裏一王御門殿一修造事始也、……

135 \*尋尊『大乘院寺社雜事記』文明十一年七月三日条(『大乘院寺社雜事記』七、増補史料大成三十二、臨川書店、一九七八年、三十頁)

一去朔日夜至二日皇居燒失了、主上行幸白雲寺、千間計炎上云々、自柳原亭火出云々、尋遣一乘院殿、御返事如此也、

136 \*同『同』文明十一年七月十三日条(同右、三十二、三十三頁)

一自京都申下、一昨日二十一日曉、日野侍從亭二臨幸、車二輛・板輿一腰、輿之御後二内侍所昇之了、裝束衆悉皆十七八人、其余直垂風情之体言悟道斷儀也、侍從事外難義子細共申入、追出申様也、仍来月廿八日土御門内裏二是非共二可有還幸之由必定畢、

137 \*三条西実隆『実隆公記』文明十二年八月二十九日条(前掲『実隆公記』一、三五八頁)

……入夜雨降、抑今日禁裏御修理一先内侍所、二对等云々、一事始云々、……

138 \*蜷川親元『親元日記』文明十三年一月二十八日条(『大日本史料』八一十三、東京帝國大学史料編纂掛、一九二七年、四十四頁)

一 上御所御一献あり、一無猿樂

139 ◇春浦宗熙『大宗禪師語録』中(『大德寺禪語録集成』二、法藏館、一九八九年、五十七頁)

宗湛庵主 文明十三年卒

不堪当処、常自湛然、出生入死、何涉變遷、共惟、礪翁宗湛庵主妙画冠千古、全機蓋九挺、山川遠勢、僉曰郭熙拱手、雲水飛動独許摩詰交肩、加之、勘破庵主拳頭之旨、恭徹先師向上之禪、權實兼備大用現前、鉄壁銀山百千億劫、雷光

石火六十九年、此是平生三昧、即今津送行李一句作麼生道、举起火炬云、花謝鳥啼時節子、一堆火裏酌清泉、

140 ◇同『牋鱗録』中(同右、一九六頁)

礪翁宗湛庵主下火

不離当処、常自湛然、出生入死、何涉變遷 共惟某妙画冠千古全機蓋九挺、山川遠勢僉曰郭熙拱手、雲水飛動独許摩詰交肩、加之勘破庵主拳頭之旨、恭徹先師向上之禪、權實兼備大用現前、鉄壁銀山、百千億劫、雷光石火六十九年、此是平生三昧即今津送行李一句作麼生道、举——花謝鳥啼時節子、一堆火裡酌清泉

141 \*横川景三『補庵京華統集』(前掲『五山文学新集』一、四三九、四四〇頁)

預修天翁宗堪上坐秉炬 庵号自得、

堪忍土中無不堪、积迦・弥勒是同龕、涅槃山一槌々碎、遮莫袈裟吹翠風、共惟、某、律度無缺、清閑自甘、居馬祖大寂道場、猶憶南岳出一、承龍山万歲尊者、不待中高呼三、世皆名奔利走、子独実悟真參、道人活計、類和庵主雲水松窓竹篔、古仏家風、慕念法花香灯玉軸琅函、出黙照邪禪之窟、結自得逍遙之庵、劣心勝心円応無方、夜涼疑有雨、智身理身法身上、礪水湛如藍、十纏破而藕窟鵬翥、大夢醒而槐宮蟻酣、木上坐叫同行、離安居禁足制、火把子太饒舌、打超仏越祖談、且道、甚什処是超仏越祖、夜々衆星拱北、日々薰風自南、喝一喝、不信祇看春六月、蓮華火裏現優曇、

(以下、欄外註) 大寂禪師馬祖道一ヨリ転ジテ寂室元光ノコトヲ暗々裏ニ指シノノ道場トハ近江永源寺ヲ意味ス「劣心勝心円応」トイヘル「円応」モ寂室ノ禪師号ヲ暗示セル機縁ノ語ナリ

142 \*蜷川親元『親元日記』文明十三年六月五日条(『大日本史料』八一十三、東京帝國大学史料編纂掛、一九二七年、三三二、三三三頁)

一 室町花御所御作事始、被立御木屋、

143\* 尋尊『大乘院寺社雜事記』文明十四年二月十一日条（前掲『大乘院寺社雜事記』七、三六三頁）

……同四日岩倉准后御所被立淨土寺殿事始也、地引人夫等八、山城国大庄共知行面々二被仰付之云々、……

144 龜泉集證『蔭涼軒日録』文明十七年四月十五日条（前掲『蔭涼軒日録』二、一九二頁）

……松泉画障歴覽之。桂公引導。

145 希弘大叔『蕉軒日録』文明十八年十月十八日条（『蕉軒日録』大日本古記録、岩波書店、一九五三年、二四七頁）

……由為写南泉斬猫兒之像、馬□之所画、宗坦写之、今由為三写、予以為、此等可模写焉歟、……

146 龜泉集證『蔭涼軒日録』長享二年十月二十二日条（『蔭涼軒日録』三、増補統史料大成二二三、臨川書店、一九八三年、二六九頁）

不參。天半陰。早日遣昌子於小補報齋事。春陽和尚招之為相伴如何。小補云可也。乃昌子往永徳。報齋事。必可来云々。自永徳惠山葵一把。小補永徳来降。接之桂子齋齋之。一汁四菜。五果。茶了与枕子一睡。茶話移尅。愚途中所作八章。供二老一覽。同度々聯句亦同前。小補云。

……小補曰。昨日汲古云。於堺宗湛子僧画者落墮云々。愚識否。愚云。未識云々。

147\* 同 『同』長享二年十月二十二日条（同右、四八七頁）

……月船坊上洛持軸画来惠之。蓋瀑布也。夏珪様也。画本在公方云々、……

148\* 同 『同』延徳二年七月二十五日条（『蔭涼軒日録』四、増補統史料大成二四、臨川書店、一九八三年、二二七～二二八頁）

……北房云、鬼箭者紫蘇之茎也。午後遣丹公於清侍從宅伸昨日来臨之謝。贈以野里一巢。杉原十帖。藥料百匹。面謝丁寧。次遣妙嚴院。伸邇来無音之意。對話移尅云々。養徳院障子六枚。此（北）房筆之。蓋夏珪様也。誠可嘉尚。今日畢功也。……

149 同 『同』延徳二年七月二十六日条（同右、二二八頁）

……養徳院障子四枚。芦雁和尚様也。北房自今日始筆之。二枚者先是自牧筆之。……

150 同 『同』延徳二年七月二十九日条（同右、二二九頁）

……養徳院障子五間画。今日全備贈養徳。……

151 同 『同』延徳二年八月十二日条（同右、一三四頁）

……昌子話云。養徳春浦禪師曾命自牧宗湛翁。筆芦雁於禪室障上。近日統其室広之。又令湛翁息繼公重絵事。見之者皆美。有超師作。於爰禪師亦不勝感歎矢一詩以寄謝繼公。其詩云。  
妙画名高自牧翁 親伝家法不如公 棹舟急欲招寒雁 雨暗湘江芦葦東

152 春浦宗熙『大宗禪師語録』下（前掲『大徳寺禪語録集成』二、一〇五頁）

月船障

妙画名高自牧翁、親伝家法不如公、棹船急欲招寒雁、雨晴瀟湘芦葦東、

153 同 『牋鱗録』中（同右、二二〇頁）

謝月船障図

妙画名高自牧翁、親伝家法不如公、棹船急欲招寒雁、雨晴瀟湘芦葦東

154◇ 龜泉集證『蔭涼軒日録』延德三年六月十四日条(前掲『蔭涼軒日録』四、三九

一頁)

……君沢四幅画自常喜軒借之為画本。此画自讚州来。云北房一見云。曾為御物。為画本自公府被出之。面熟之画云々。一見則爽塵懷實可觀者也。……

155◇ 同 『同』延德三年十月二十四日条(同右、四八八頁)

……晚来九峯北房来。有商人売画軸。自牧翁所筆之江山画也。二老与予三人写其讚詩。返軸。

詩云。

△城居望断隔江山 一幅新図咫尺間

帆腹飽風商子鬧 杖頭憂石老翁閑

青帘屋小識村釀 琳館樓高恰世頑

安得彭鑑迴橋去 烟霞佳处試躋攀

紫蓬山人全悟 印

△天長水遠樹扶蘇 料識詩翁趣亦殊

尋寺無人過野竹 停舟有客問村酤

漢風肅索紫芝嶺 楚雨冥濛青草湖

信美江山掃未得 晴窓展画寄須臾

樗齋建胃 印

△江勢遙分南北山 杖藜極目夕陽湾

誰家突兀好樓閣 沙鳥風帆几案間

村庵靈彦 印

△能知佳境只詩翁 觀覽支筇情不窮

楚水漁村新画本 吳山仏寺旧屏風

東阜龍賤 印

156◇ 同 『同』明応二年二月二十八日条(『蔭涼軒日録』五、増補統史

料大成二十五、臨川書店、一九八三年、二九三頁)

……喜多坊来打話。勸以一盃。話云。我爺乱中花御所三間有居所。往浦上陳所宿。逢毒鼠被食手太煩之。自相公命竹田法印。同周防。令医之。更無驗。又命

清法印令医之。無其驗。已著死地。或時上野民部大輔殿来云。我知人有之。高野山之聖也。話之以公之不例。彼聖云。我所煉膏藥可然乎。試著之。看云如何。

爺云諾。著之則有驗。先痛苦即時息矣。又著之則弥有驗。不用自余藥以膏藥許。悉得平愈如此。則今被服之丸藥黑藥有其驗者無其疑。信之以被服弥有驗云々。

157◇ 同 『同』明応二年三月九日条(同右、二九九頁)

……今日宗湛庵主年忌。丹。昌。桂。慶。赴忌齋。予聽之以茶十包為茶湯贈之。謝詞丁寧。……

158\* 同 『同』明応二年三月十日条(同右、二九九頁)

……喜多坊来伸茶之礼。書院押板脇画筆之。……

159\* 東溪宗牧『大円禪師語録』三(『大徳寺禪語録集成』三、法蔵館、一九八九年、一〇六、一〇七頁)

又(塔頭化縁疏)

……我養徳禪院者正統大宗禪師勗建之地而、四方參玄之徒、輻輳于此、以代塚

門樹下之居、雖是一把茅、所以牧衆者、其功為不少矣、是歲四月、先師仏宗大弘禪師、將示滅之日、顧命曰、本院之為地、与官舎民家交接而、難称何練若矣、

老僧没後、邇相攸於龍阜、以遷之而、安我像於其傍、勿用別造塔也、此言有以矣哉、……於是、諸徒各不可有不遵治命也、勦力、以欲毀于此、建于彼、……

永正四年六月日 沙門其謹白

(続)